

平成22年度重要事業及び懸案事項一覧表(平成13～22年度分)

部	類別	項目	担当課	頁	年度 (選定)	変更 年度
企画部	議会答弁・懸案事項	荷内沖埋立事業	総合政策課	1	13	22
	公約	総合健康運動公園構想		2	13	22
	議会答弁・監査・懸案事項	瀬戸・寿上水道問題		3～4	16	22
	公約・議会答弁	総合文化施設[(仮称)あかがねミュージアム]の建設	駅周辺整備室	5	22	新規
総務部	新政策	障害者雇用の推進	総務課	6	22	新規
	議会答弁	自主防災組織の拡充、育成強化	防災安全課	7	13	22
	議会答弁	安全安心のまちづくり行動計画の策定		8	17	22
	公約	災害時要援護支援プランの充実		9	20	22
	公約	防災行政無線整備事業		10	20	22
	議会答弁・監査指摘	入札制度の改善	契約課	11	15	22
	新政策	債権管理事務執行体制の確立	債権管理対策室	12	22	新規
福祉部	懸案事項	新慈光園の管理運営形態の決定	介護福祉課	13	22	新規
	新政策課題	東新学園の建て替えについて	児童福祉課	14	13	21
	議会答弁	保育所の民営化について		15	15	22
	懸案事項	若水乳児園・若宮保育園の建て替えについて		16	15	20
	懸案事項・新政策課題	放課後児童クラブの建て替えについて		17	18	22
市民部	議会答弁	新居浜市まちづくり協働オフィスの利用促進	市民活動推進課	18	19	22
	議会答弁	地域コミュニティ活動への支援		19	21	22
	議会答弁	消費生活の安定と向上		20	21	22
	懸案事項	愛媛県人権対策協議会新居浜支部の機能回復	人権擁護課	21	16	22
	議会答弁・懸案事項	住宅新築資金等貸付金の償還推進		22	19	22
	議会答弁・懸案	ワンストップサービスの実施	市民課	23	21	22
環境部	公約	浄化槽設置整備事業	環境保全課	24	13	22
	議会答弁	環境自治体会議		25	22	新規
	議会答弁	ごみ有料化	ごみ減量課	26	17	22
	新政策	ごみ分別収集事業		27	21	22

平成22年度重要事業及び懸案事項一覧表(平成13～22年度分)

部	類別	項目	担当課	頁	年度 (選定)	変更 年度
	公約	公共下水道事業(汚水施設)・浸水対策事業(雨水施設)	下水道建設課	28	13	22
	懸案	下水道事業経営の健全化	下水道管理課	29	21	22
経済部	公約・議会答弁	さらなる企業立地の推進	商工労政課	30	17	22
	公約	クリーンエネルギー対策への研究開発支援		31	13	21
	公約	高齢化社会に対応した商店街づくり		32	17	22
	公約	ものづくり人材育成施設の整備		33	22	新規
	公約	世界に誇れる太鼓祭りとするための市民ぐるみの取り組み	運輸観光課	34	13	22
	公約	運輸交通体系の整備推進と地域循環バスの導入		35	21	22
	公約・議会答弁	農林水産業の振興と地産地消の推進	農林水産課	36	13	22
	懸案・新市計画	飲料水供給施設整備事業	別子山支所	37	20	22
建設部	公約・議会答弁	駅南の面整備、鉄道高架化などの実現のために関係機関と積極的に協議を進める	都市計画課	38	13	20
	議会答弁	用途地域及び特定用途制限地域の見直し		39	19	22
	公約・議会答弁	国領川緑地の再生整備		40	20	22
	議会答弁	川東地区の公園整備		41	22	新規
	公約・議会答弁	駅周辺整備事業		42	22	新規
	公約・議会答弁	上部東西線の整備	道路課	43	13	22
	議会答弁・新政策	橋りょう長寿命化修繕計画		44	21	22
	議会答弁・懸案	民間木造住宅耐震診断事業	建築指導課	45	17	22
	議会答弁	民間木造住宅耐震改修事業		46	21	22
	公約	住宅用太陽光発電システム設置補助事業		47	21	22
教育委員会	懸案事項・事務概要	教育施設、体育文化施設の整備促進	社会教育課 学校教育課 体育文化課	48	13	22
	懸案事項・事務概要	教育施設の借地の解消		49	13	22
	議会答弁・新政策課題	公立幼稚園の在り方について	学校教育課	50	13	20
	公約	子どもたちのための「新居浜版教育改革」の推進		51	17	21
	公約	地域で学び育てる教育と県立特別支援学校の連携		発達支援室	52	17

平成22年度重要事業及び懸案事項一覧表(平成13～22年度分)

部	類別	項目	担当課	頁	年度 (選定)	変更 年度
	議会答弁	地域主導型公民館への移行	社会教育課	53	20	22
消防本部	議会答弁	消防団の活性化	総務警防課	54	13	22
	議会答弁	総合的な防災体制の強化		55～56	13	22
	懸案事項	専門職員の養成		57	17	22
	議会答弁	南消防庁舎の整備	南消防署消防課	58	13	20
港務局	新政策	多目的国際ターミナル（水深12m岸壁）事業	港湾課	59	21	21

【廃止】 5件

部	類別	項目	担当課	頁	備考
企画部	議会答弁・懸案事項	西条地区工業用水道について	総合政策課	60～61	県による経営改善計画が決定したため
	公約・議会答弁	駅周辺地整備促進事業	駅周辺整備室	62	22年度より区画整理課が主体となるため
福祉部	議会答弁	新型インフルエンザ対策	保健センター	63	新居浜市新型インフルエンザ対策行動計画等策定のため
環境部	議会答弁	公害防止協定の見直し	環境保全課	64	環境保全協定締結のため
建設部	公約・議会答弁	道路緊急舗装等事業	道路課	65	3か年事業の完了のため

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	荷内沖埋立事業	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	企画部総合政策課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none">・昭和47年 海面埋立による開発を前提として、漁業補償を行い、具体的な事業計画の検討に着手。・昭和56年 第2次長期総合計画において、東部開発の一環として位置づけし、土地開発公社に委託し、地形、地質測量等を実施。・平成2年 第3次長期総合計画において、臨海性複合ゾーンとして位置付ける。・平成3年 庁内プロジェクトにより「荷内沖開発企画構想調査研究報告書」を作成。・平成4年 地域開発室を設置し、専門スタッフによる検討を重ねる。・平成5年 開発の基本コンセプトとして、荷内沖開発基本構想を策定する。・平成7年 荷内沖まちづくり懇談会を設立し、開発実現に向けて課題等の検討を行う。事業成立条件調査を委託し、建設省海岸整備事業CCZ事業としての提案を受ける。・平成8年 東部開発審議会において、事業成立条件調査の報告をもとに、事業化に向けて検討したが、結論には至らず。・平成9年 都市開発調査特別委員会において、開発に向けての検討結果と問題点について報告・平成10年～ 財政的な問題、埋立後の土地活用の問題等の解決が図れていない状況であることから、事業化に向けての具体的な結論（方向付け）が出せないまま現在に至っている。・平成19年 当該事業に係る土地開発公社への調査委託費について公社へ支払いを行う。			
今後の指針（案）			
<p>荷内沖埋立事業については、総合政策課において、長期的な展望も含めて、事業化についての検討を行った結果、第四次長期総合計画期間内の事業実施はできないと判断し、これに伴い東部開発審議会は廃止した。しかしながら、当該事業については、22年3月議会で答弁したように、本市の将来を展望する上で重要な課題であることに変わりはないことから、長期的な視点に立ち、引き続き慎重に検討することとしている。</p> <p>荷内沖埋立事業についての取組方針としては、平成22年度に策定する第5次長期総合計画において、フィールド1 快適交流分野の良好な都市空間の形成に位置付けることを予定しており、事業必要性、実現可能性、市財政状況、経済情勢等を踏まえ、引き続き検討していく。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			
原案どおり採択する。			

(様式) 平成13年度重要事業及び懸案事項管理表
(平成22年度変更)

事項名	総合健康運動公園構想		類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	企画部 総合政策課	関連する部局課名	建設部 都市計画課	教育委員会 体育文化課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>昭和28年の第8回国民体育大会の軟式野球会場として、市営野球場を設置して以来、市民、関係者の意見を聞き、体育施設の計画的な整備改修を行ってきた。</p> <p>平成13年3月、新居浜市総合体育施設建設委員会から、「市民の健康で豊かなスポーツライフ実現、市の活性化のために、全国レベルの大会が開催可能な総合体育館と通年型温水プールを併設した総合体育施設の建設が必要」との提言があり、また、第四次長期総合計画においても建設事業の推進を基本計画に位置づけていることから、総合体育施設（総合健康運動公園）基本計画を作成する等検討を行った。</p> <p>しかし、厳しい財政状況を踏まえ、施設の新設や整備について明確な優先順位を付け、慎重かつ精密に検討する必要があることから、中長期的な展望に立った調査研究を行うため、庁内プロジェクトを設置（平成16年5月）し、総合健康運動公園のエリア、既存施設の整備、利用形態、国体との関連、資金・財源に関することについて検討を進め、「新居浜市総合健康運動公園構想調査報告書」（平成18年3月）を取りまとめた。</p> <p>平成18年度は、上記調査報告書において設定したエリアの内、新高橋から城下橋までの約36haを対象とした「国領川河川敷周辺再整備基本計画策定業務」を実施し、再整備に向けた基本計画、概略設計図面、河川占用協議に要する資料等を作成した。</p>				
今後の指針（案）				
<p>報告書の調査研究事項をもとに、既存施設の有効活用を最優先としながら、後期戦略プランで着手可能なものとして、国領川緑地再整備に関して、平成20年度から4か年で国領川緑地のトイレや休憩施設等の再整備を進める。</p> <p>また、体育施設における既存施設の維持管理・長期修繕・大規模改修及び新規施設については、次期長期総合計画での位置づけを含め検討を進めていく。</p>				
庁議決定（指針・方向性）				
原案どおり採択する。				

(様式)

平成16年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	瀬戸・寿上水道問題		類別	公約 (議会答弁) (監査) (懸案事項) 新たな政策課題 その他																								
担当部局課名	総合政策課	関連する部局課名	水道局	下水道建設課																								
<p>【現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯】</p> <p>瀬戸・寿上水道問題は、旧高須地区水道として昭和13年から3ヵ年で建設され、昭和16年5月から泉川町が旧高須地区（上水道組合を組織）に管理運営を委託して給水を開始した。昭和30年3月に、旧泉川町が下泉地区に給水を行うに際してに、泉川町の水源地と下泉地区との間に旧高須上水道があり、旧高須上水道組合（現瀬戸・寿上水道組合）の配水管を利用するため、町議会の議決を経て組合と契約を締結したことに端を発している。昭和30年3月31日新居浜市と泉川町が合併、その後、昭和33年の水道法の施行に伴い、当時の高須上水道組合は、法に基づく簡易水道設置の届出を行い、簡易水道高須上水道組合となった。</p> <p>その後の給水人口・戸数の増加による水量不足、施設老朽化によって改修工事が必要となり、組合は地方改善事業による県費補助枠を確保したが、組合に対して補助金の支出はできないとされ、市が工事を施行することになった、昭和39年度補助金の交付を受けるにあたって組合水道の廃止届が必要となったため、昭和39年5月23日、管理運営の委託及び従来慣行を尊重し一方的な地区住民の不利益になるような諸条件の変更は行わないとする旨の覚書を新居浜市との間で締結し、昭和40年4月、県から経営廃止の許可がおりている。上水道組合は、昭和61年、上部上水道組合に名称が変わり、平成5年の変更により瀬戸寿上水道組合となり、現在に至っている。昭和42年8月には監査委員から覚書の一部に「地方自治法に抵触する疑いがある」との指摘があり、以後、毎年問題解決への指摘・要望がなされ、これまでに数々の地元との協議を重ねてきたが、未だに問題の解決には至っていない</p> <p>「平成16年度以降の取り組み」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協議相手</th> <th>瀬戸・寿上水道組合長</th> <th>瀬戸・寿連合自治会長</th> <th>その他（庁内協議等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>8回(市長12/22)</td> <td>7回</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>10回</td> <td>10回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>11回(市長10/19, 12/28, 3/7)</td> <td>8回(市長10/5, 10/19)</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>5回</td> <td>9回(市長4/24, 5/20)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>6回</td> <td>1回(市長5/19)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>平成21年度は、4月に瀬戸寿上水道問題検討委員会（庁内組織）を設置し、地元との協議を進める体制を整え、組合長と説明会の開催に向けた協議を行ってきたが、組合内部に問題が発生したため、開催には至っていない。</p> <p>今後の指針（案）</p> <p>地元の理解と協力を得ながら円滑に解決を図ることが基本的な姿勢であり、市水道との統合に向けた具体的な課題やプロセスを協議し、一日も早い問題解決を図る。</p>					協議相手	瀬戸・寿上水道組合長	瀬戸・寿連合自治会長	その他（庁内協議等）	平成17年度	8回(市長12/22)	7回	7回	平成18年度	10回	10回	3回	平成19年度	11回(市長10/19, 12/28, 3/7)	8回(市長10/5, 10/19)	2回	平成20年度	5回	9回(市長4/24, 5/20)		平成21年度	6回	1回(市長5/19)	
協議相手	瀬戸・寿上水道組合長	瀬戸・寿連合自治会長	その他（庁内協議等）																									
平成17年度	8回(市長12/22)	7回	7回																									
平成18年度	10回	10回	3回																									
平成19年度	11回(市長10/19, 12/28, 3/7)	8回(市長10/5, 10/19)	2回																									
平成20年度	5回	9回(市長4/24, 5/20)																										
平成21年度	6回	1回(市長5/19)																										

庁議決定（指針・方向性）

原案どおり採択する。

(様式)

平成22年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	総合文化施設[(仮称)あかがねミュージアム]の建設		類別	公約 議会答弁 監査・懸案事項 新たな政策課題・その他	
担当部局課名	企画部 駅周辺整備室	関連する 部局課名	教育委員会 体育文化課	建設部 区画整理課	外 導入機能 関係課所
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>総合文化施設については、昭和49年に市議会で「郷土館の移転新築について」という請願が採択されてから単独美術館構想が始まり、30年以上に渡って市民との協働で検討してきた。平成20年3月には、今日までの経緯経過を踏まえ、新居浜駅周辺地区整備計画の中で芸術文化施設事業化計画として取りまとめを行い、平成21年度には庁内プロジェクトを立ち上げ、この事業化計画を元に、導入機能、運営内容、施設面積などについて、さらなる絞り込みを行ったところである。</p> <p>なお、事業化計画で提案したホテル併設については、経済状況の悪化等から中止することとし、総合文化施設単体での建設を目指すこととしている。</p>					
今後の指針(案)					
<p>平成21年度の庁内プロジェクトの報告を素案として、市民、市議会への広報、合意形成を図りながら、さらなる精査を行うとともに、完成後の維持管理、企画運営計画等を検討しながら、平成25年度内の施設完成を目指す。なお、事業推進にあたっては、今後とも、施設導入機能の関係課所、特に、体育文化課との連携を更に深めて取り組んでいく。</p> <p>○平成22年度は、市民で組織する建設準備委員会を立ち上げるとともに、鴻上尚史氏を始めとする本市に縁のある芸術家等にスーパーアドバイザーに就任いただき、助言を受けながら基本設計を行っていく。</p> <p>○総合文化施設のホール(小劇場)と住み分けすることとしている市民文化センターの大ホールと中ホールの具体的な改修計画及び現在の郷土美術館の活用方法等について、早急に検討する必要がある。</p>					
庁議決定(指針・方向性)					
原案どおり採択する。					

(様式)

平成22年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	障害者雇用の推進		類別	公約・議会答弁・監査・懸案事項 新たな政策課題 その他	
担当部局課名	総務課	関連する部局課名	人事課	福祉課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>障害者自立支援法においては、障害者の就労促進をめざす方向性がうたわれ、市全体における障害者一人ひとりの状況に応じた雇用機会の創出を図っていくことが必要となっている。そこで、新居浜市が率先して障害者の能力活用と雇用機会の拡充に取り組むために、市の業務の中から各種印刷業務など知的障害者が可能な業務を抽出し、ワークシェアリングの観点から知的障害者を雇用していく。</p> <p>平成22年4月24日 採用試験 平成22年6月1日 任用（予定）</p>					
今後の指針（案）					
<p>新居浜市知的障害者の雇用の促進に関する要綱の規定により、任用期間は最長6年間であるが、知的障害者が長期間在職し、安定した職業生活を送れるような仕組みを構築することは、中長期的に検討すべき課題である。</p> <p>平成22年度以降は、次の方向で事務を進める。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 職員の障害者雇用への理解の促進や職場環境の整備(2) 知的障害者の就労機会の拡充					
庁議決定（指針・方向性）					
原案どおり採択する。					

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	自主防災組織の拡充、育成強化	類 別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	総務部防災安全課	関連する部局課名	市民活動推進課 消防本部
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>(1) 自主防災組織の結成は、校区単位では100%となったが、最も身近なコミュニティである単位自治会を基本単位とする組織の結成促進に向けて、市連合自治会理事会や市自治会総会を通じ、結成促進に向けての啓発を行っている。また、出前講座等を通じて、地域の中で防災に備えての知識や技術面での普及活動を推進している。</p> <p>(2) 自主防災組織の拡充を図るため、平成16～18年度に、校区自主防災組織に対して、県費補助事業及び市単独事業により、結成支援事業（1校区200千円）を実施したほか、伊予銀行より防災倉庫の寄贈をうけ7校区に設置した。平成19年度は、県の補助を受け自主防災組織育成モデル事業として泉川校区を対象に資機材整備・防災マップ作成・防災訓練・リーダー育成研修等を実施した。平成20年度は、(財)自治総合センターのコミュニティ助成（1,400千円）、消防庁実施の地域安心安全ステーション整備モデル事業（1,000千円）、補助金公募制度による市補助金（126千円）により4組織に対する資機材整備補助を実施した。平成21年度は、消防庁実施の地域防災スクールモデル事業を金栄、若宮の2校区をモデル地区として実施し、小学校、地域、消防職、団員が一体となった防災活動の体制整備を推進した。</p> <p>(3) 平成22年3月31日現在の結成率 結成率＝100%（結成組織数＝109組織 結成自治会数＝313単位自治会） 平成14年度末結成実績値＝12.8% 平成15年度実績値＝15.6% 平成16年度末結成目標値＝30.0%⇒実績値＝42.3% 平成17年度末結成目標値＝60.0%⇒実績値＝73.6% 平成18年度末結成目標値＝80.0%⇒実績値＝96.4% 平成19年度末結成目標値＝100.0%⇒実績値＝100%</p>			
今後の指針（案）			
<p>(1) 平成16年の一連の災害から得た貴重な教訓を無駄にすることのないよう、地震や台風等の自然災害に備え、市民と行政との協働により、「安全・安心のまちづくり」のための体制整備を目指す。</p> <p>(2) 校区単位での自主防災組織の結成については、平成19年に全小学校区での結成が達成できたため、今後は単位自治会での結成を促進していくこととする。</p> <p>(3) 引き続き単位自治会を中心とした自主防災組織結成及び活動内容の充実、機能の強化に向けての働きかけを積極的に推進する。</p> <p>(4) 全自治会に配布した先進事例集を活用し、結成促進から活動内容の充実に向け、訓練や学習会の実施を支援する。</p> <p>(5) 県が主催する研修会等への参加呼びかけや、資機材整備についての自治総合センターの助成制度活動について積極的な情報提供を行う。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	安全安心のまちづくり行動計画の策定	類別	公約 <u>議会答弁</u> 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	総務部防災安全課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>犯罪、事故、災害等による被害の未然防止を図り、安全で住みよい社会を実現するため、地域住民・自治体・警察の真に有機的な連携が確立し、具体的な地域安全活動を図られるよう、平成21年9月議会において「新居浜市安全安心のまちづくり条例」を制定した。具体的な取り組みは以下のとおり。</p> <p>《平成20年度》</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 県下のリサーチ・資料収集(2) 庁内検討委員会（4回開催）により、条例素案作成。(3) 市民参加による検討委員会（3回開催）により、条例原案作成、報告。 <p>《平成21年度》</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 市民意見提出制度（パブリックコメント）実施(2) 9月議会において条例制定(3) 市政だより、HP、パンフレット等による市民への広報・啓発を実施(4) 行動計画策定に向けて安全安心のまちづくりに関する施策調査を実施。			
<p>今後の指針（案）</p> <p>新居浜市安全安心のまちづくり条例に基づき、行動計画の策定を目指す。平成21年度に全ての課所に依頼した現在取り組んでいる安全安心のまちづくりに関する具体的施策についての調査結果をもとに、今後庁内検討委員会による施策体系の検討を行い、パブリックコメントを実施し、平成22年度中の策定を予定している。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)

平成20年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	災害時要援護支援プランの充実		類別	公約・議会答弁・監査・懸案事項 新たな政策課題・その他	
担当部局課名	防災安全課	関連する部局課名	福祉課、介護福祉課、地域包括支援センター、市民活動推進課	総務警防課、予防課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>自主防災組織の結成率は100%に達したところであるが、これを有効に機能させ、災害時要援護者（以下要援護者という）の安否確認や避難支援ができるまでには至っていない。</p> <p>支援プランは、その策定方針を定めた全体計画と、要援護者一人ひとりの個別計画（台帳）で構成され、全体計画は平成20年度に策定済である。個別計画の作成は、平成18年度より着手し、民生児童委員協議会と校区連合自治会の協力により、平成21年度までに市内全域の要援護者把握調査を終え、4,055名の台帳を作成してリストに登録した。このうち1,872名については、既に地域支援者（原則2人）が決定している。</p> <p>平成22年3月末時点での調査対象者：14,009名 登録同意：4,055名（うち4,011名の台帳とリストを地域へ提供済）、 登録不要：8,261名、不同意：773名、転居死去：612名、未回答307名</p>					
今後の指針（案）					
<p>校区連合自治会と民生児童委員協議会の協力により、登録した要援護者にはできる限り地域支援者を決め、災害時における要援護者の安否確認や避難支援体制をつくる。地域にリストを提供した後は、地域の見守り活動等を通じ自治会でリストを更新していただくようお願いする。また、全市域でプラン策定後も、要援護者の登録制度について福祉部窓口等でお知らせするほか、新たに高齢者のみ世帯となる方等を対象に調査を行いリストに追加していく。</p> <p>新たに追加調査の対象となる方 平成22年度 約2,000名、平成23年度以降 毎年約1,400名 (75歳以上高齢者のみの世帯、要介護度3以上、身体障害者1級2級、知的障害者療育A級の方を市で抽出)</p>					
庁議決定（指針・方向性）					
原案どおり採択する。					

(様式)

平成20年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	防災行政無線整備事業		類別	公約・議会答弁・監査・懸案事項 新たな政策課題・その他	
担当部局課名	総務部防災安全課	関連する部局課名	総合政策課	情報政策課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
(1) 現在固定系防災行政無線は別子山地域のみを整備されているが、整備から20年が経ち老朽化が進んでいる。また、旧新居浜市においては移動系の防災行政無線のみであるため、市民に対して情報の伝達が十分行き届かない状況である。					
(2) 平成19年度に新市計画に搭載し、庁内防災行政無線検討委員会を重ね全体計画を提示して21年度に、実施設計(電波伝搬調査)を実施し、22年度に着工、23年度からの運用を目指している。					
今後の指針(案)					
長期総合計画の10カ年実施計画の中で、平成22年度末までに別子山地域及び市内全体の拠点整備をする計画であり、平成19年度に新市計画にも搭載している。また、21年度に企画財政会議を経て、22年度当初予算にて防災行政無線整備事業として計上している。					
今後次のような予定で事務を進める。					
(1) 入札により工事落札業者の決定後、6月議会において承認を受ける。					
(2) 22年度中に工事を完了する。					
(3) 23年度から運用を開始する。					
(4) 23年度以降の整備方法等を検討する。					
庁議決定(指針・方向性)					
ワイマックスの使用を検討すること。					

(様式)

平成15年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	入札制度の改善	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	総務部契約課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>平成13年4月「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、公共工事の入札・契約に対し透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底の基本原則が示され、全ての発注者に義務付けられた。</p> <p>本市においては、</p> <ol style="list-style-type: none">①毎年度の発注見通しの公表②入札・契約に係る情報の公表③施工体制の適正化④不正行為に対する措置⑤工事の施工状況の評価 <p>等を実施することで対応している。</p> <p>さらに、発注者が取り組むべきガイドラインとして</p> <ol style="list-style-type: none">①入札・契約の方法の改善、②入札・契約のIT化の推進 <p>等が示されており、</p> <p>平成17年度には、入札・契約の方法の改善として、事後審査公募型指名競争入札を試行し、平成18年度からは、事後審査公募型競争入札を本格実施した。平成19年度には、新居浜市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領を定め、簡易型総合評価方式で入札を1件実施した。</p> <p>平成20年度からは、事後審査型一般競争入札実施要領を改め、一般競争入札の対象範囲を現行1億5千万円以上から3千万円超に拡大し、平成21年度からは、3千万円超から2千万円超に拡大した。</p> <p>入札・契約のIT化については、ASP方式による電子入札の導入を決定し、平成22年度からの10か年事業計画を策定した。</p>			
今後の指針(案)			
<p>上記ガイドラインに示された事項に対応するため、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 入札・契約の方法の改善については、郵便による事後審査公募型競争入札を本格実施しているが、平成20年度から、設計金額1千万円以上2千万円未満の工事について、簡易型総合評価落札方式の実施拡大を図る。・ 入札・契約のIT化については、平成22年10月実施を目途にASP方式による電子入札の施行を図る。			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

平成 2 2 年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	債権管理事務執行体制の確立		類別	公約・議会答弁・監査・懸案事項 新たな政策課題・その他
担当部局課名	総務部 債権管理対策室	関連する部局課名	収税課、財政課	児童福祉課 国保課外
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>行政改革大綱の実施計画「滞納整理部門の統合の検討」について、財政課所管の「市税、使用料等徴収率向上対策委員会」において平成 1 9 年度から議論を開始し、深化させた結果、平成 2 2 年度に債権管理対策室を設置し、債権の適正な管理と特定債権の滞納整理業務を推進することとなった。</p> <p>債権管理対策室の業務</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市債権の適正管理 ② 債権管理及び徴収に係る調査研究並びに総合的な調整 ③ 未収債権の徴収に係る支援、助言等 ④ 特定の未収債権の徴収 				
<p>今後の指針（案）</p> <p>平成 2 3 年 1 月の滞納処分（差押）着手を最優先課題とし、事務執行体制を確立する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 6 月には債権管理委員会（仮称）を設置し、1 2 月までに、債権管理対策室で進行管理する債権及び債権管理計画並びに債権管理対策室で差押を行う債権及び個々の移管案件等を決定する。 ② 債権管理条例（案）については、1 2 月議会での上程を目指し、条文整備と庁内調整を図っていく。 ③ 差押対象債権の拡大については、平成 2 3 年度に協議検討し、平成 2 4 年度から実施する。 ④ 徴収率向上対策については、徴収率の目標設定や納付方法の拡大等について、平成 2 3 年度から協議を開始し、順次実施していく。 				
<p>庁議決定（指針・方向性）</p> <p>原案どおり採択する。</p>				

(様式)

平成22年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	新慈光園の管理運営形態の決定	類別	公約・議会答弁・監査・ 懸案事項 新たな政策課題・その他
担当部局課名	福祉部介護福祉課	関連する部局課名	福祉部慈光園
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 現在の養護老人ホーム「慈光園」は築後約40年を経過し、施設の老朽化が顕著となり、これまでの施設では入所者の居住環境の向上や安全性の確保を図ることが困難となってきたため建替えを検討してきた。検討においては、「福祉施設の整備のあり方について」の新居浜市福祉のまちづくり審議会の中間答申（平成19年10月9日）を受け施設整備を進めていくこととした。 答申では、慈光園は老朽化と機能劣化が著しく、早急な建替えが必要とされ、新慈光園の運営について、次の3点が示された。 1 人事異動等に伴うサービスの低下を招かないよう、包括的かつ一貫した施設サービスの提供とサービスの質の向上を図ること。 2 サービス水準の維持、向上を図るため、十分な評価と情報公開に努めること。 3 施設運営にあたっては、最小の費用で最大の効果を上げるよう努めること。 また、慈光園の建替えについては、これまで度々、市議会の会派説明を実施しており、新慈光園の運営形態については、平成23年度は現在と同じ直営とし、平成24年4月からの直営、指定管理者制度の導入、又は民間移管の方針について、平成22年12月には決定できるよう検討することを説明している。 なお、建設工事は、平成22年4月22日に起工式、平成23年5月末を目途に完成を目指しており、完成後、現在の入所者の移転や新規入所が実施されることとなる。			
今後の指針（案） 新慈光園の運営形態については、新居浜市福祉のまちづくり審議会の中間答申で示された意見を検討するとともに、現在の慈光園が抱えている問題の整理等を行い、平成24年4月からの運営形態について、平成22年12月までに決定する。			
庁議決定（指針・方向性） 原案どおり採択する。			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成21年度変更)

事項名	東新学園の建替えについて		類別	新たな政策課題	
担当部局課名	福祉部	関連する部局課名	児童福祉課	東新学園	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>東新学園、慈光園の両園はいずれも築後30数年経過し老朽化が著しいことに加え、プライバシーの確保やバリアフリー化等の対応が困難であり、入所環境の改善及び管理上の統合を図るため複合施設として建替えをすすめていた。</p> <p>建替え候補地として平成15年3月の企財会において旧桃山学院短期大学グラウンドが適当との方向づけをし、平成15年度には、プロポーザル方式による基本設計を実施、16年6月、国に補助金申請をおこなった。</p> <p>しかしながら、平成16年の台風災害で、財源確保が困難になったことと市内の山際の福祉施設の多くが災害をうけたことから、補助金申請を取り下げ、予定していた実施設計予算を削除して候補地の土石流被害の検証をおこない、土石流被害についての影響はほとんどないとの検証結果となり、平成17年7月9日、地元自治会に対し施設建設についての説明会を行った。その後、候補地が高齢者生きがい創造学園の講座の一部に供されていること及び地域に解放されている等の利用状態にあり、地元の反対運動と財源確保が難しいことから、計画は一時中断状況となる。</p> <p>平成18年、慈光園・東新学園・心身障害者福祉センター・公立保育所等福祉施設の老朽化に伴う対応について福祉のまちづくり審議会に諮問し、平成19年、慈光園・東新学園の複合施設から単独施設の建設が望ましいとの答申を受け、慈光園を先行して西滝グラウンドに建設することが決定され、22年12月竣工予定の方向で進められている。</p> <p>東新学園については、まちづくり審議会の報告を待って建て替え計画を作成する。</p>					
今後の指針(案)					
<p>引き続き福祉のまちづくり審議会を開催し、市民の視点からの施設建設への意見を中間報告としてとりまとめ、計画案に反映させていく。</p> <p>一方、国においては施設建設のハード交付金を縮小・廃止の方向であり、特に公立の施設については廃止されている。そんな中、児童養護施設の建て替えは現在補助の対象になっていることから、国の補助を利用した建設が必要である。しかし、この補助は先行き不透明でいつ廃止されるか分からない状況であり、建設時期については国の動向を見極める必要がある。</p>					
庁議決定(指針・方向性)					
原案どおり採択する。					

(様式)

平成15年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	保育所の民営化について	類別	公約	議会答弁	監査	懸案事項
担当部局課名	児童福祉課	関連する部局課名				新たな政策課題 その他
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯						
<p>平成14年12月議会において、公立保育所の民間委託についての質問があり、それぞれの施設の整備状況、児童の入所状況、地域性等について総合的に勘案し、5年を目途に民間委託の検討を進めると答弁。</p> <p>平成16年6月に「新居浜市立保育所民営化等検討委員会」を設置、検討を行った。</p> <p>その後、平成17年7月に市民による「新居浜市立保育所民営化検討協議会」を設置、検討を行った。</p> <p>検討協議会からの報告を受け、平成18年5月に基本方針（案）を作成。保護者説明会、職員説明会、パブリックコメント等を経て、11月に基本方針を策定した。</p> <p>（平成20年4月八雲保育園を民間移管、以降21年南沢津保育園、22年中萩保育園、23年新居浜保育園を順次移管）</p> <p>基本方針に基づき、平成20年に八雲保育園を、平成21年に南沢津保育園を民間移管したが、平成22年移管予定の中萩保育園については、廃止条例議案の継続審査や保護者会からの陳情の採択により、廃止条例議案を撤回し、保育所民営化の検証を行い、その検証結果に基づき民営化計画を見直すこととした。</p> <p>そして、平成21年度に民間移管後1年を経過した八雲保育園の検証を実施し、その検証結果に基づき、民営化計画を見直した結果、平成24年に中萩保育園を、平成25年に新居浜保育園を民営化することに決定した。</p>						
今後の指針（案）						
<p>平成24年の中萩保育園、平成25年の新居浜保育園の円滑な民営化に向け、保護者説明や移管条件決定等の事務作業や施設整備を進めるとともに、平成22年度には21年度に民営化した南沢津保育園の検証を行い、その検証結果を今後の民営化に反映させていく。</p>						
庁議決定（指針・方向性）						
<p>原案どおり採択する。</p>						

(様式)

平成15年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成20年度変更)

事項名	若水乳児園・若宮保育園の建て替えについて	類別	懸案事項
担当部局課名	児童福祉課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>若水乳児園・若宮保育園は老朽化が著しく補修が必要な箇所についてはその都度修繕しているが、抜本的な対策が必要であり、議会においてもその危険性について指摘がある。</p> <p>18年3月議会において、両保育園の今後の整備のあり方については、「新居浜市福祉のまちづくり審議会」に諮問し、市としての方針を出すという答弁を行った。</p> <p>現在、審議会の中で、慈光園の次に建て替えが急がれる施設として審議が進められている。</p>			
今後の指針(案)			
<p>若水乳児園には建て替え場所がないため、敷地に余裕のある若宮保育園敷地又はその他の用地について適地を選定のうえ、両園を統合した形での建て替えも含めて検討する。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			
<p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)

平成18年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	放課後児童クラブの建て替えについて	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	児童福祉課	関連する部局課名	学校教育課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 放課後児童クラブの施設のうち垣生小学校については、現在利用している垣生学習館は、企財会で閉鎖の方針が出されていることから、新たな施設の確保が必要となっている。現状では、垣生小学校には利用できる余裕教室の確保が困難なことから、新たな施設の設置が必要である。 また、大生院小学校及び中萩小学校のプレハブ教室、高津小学校の木造倉庫については、老朽化が著しく、また利用者の増加に伴い施設も狭隘となり運営に支障をきたしていることから、早急な建て替えが必要である。 平成19年度の新たな動きとして、金子小学校PTAがアンケートを実施し、現在中央児童センターで実施している放課後児童クラブを校内で実施したほうがいいのか調査を行っている。 平成21年度に大生院小学校（余裕教室）と金子小学校（プレハブ教室）の施設整備を実施した。平成22年度には「地域活性化きめこまやかな臨時交付金」を受け中萩小学校（プレハブ教室）、垣生小学校（プレハブ教室）を、また「安心こども基金」を受け高津小学校（余裕教室）、船木小学校（余裕教室）を施設整備し、これで一定の施設整備が完了する。			
今後の指針（案） 他の放課後児童クラブについても、改修の必要な箇所が発生してきていることや利用者の増加が見込まれる。国においては70人以上の大規模クラブの国庫補助廃止が決定されていることから、大規模クラブの分離計画と既存施設の整備計画を立てて、順次分離・改修を行う。			
庁議決定（指針・方向性） 原案どおり採択する。			

平成19年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	新居浜市まちづくり協働オフィスの利用促進	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	市民部市民活動推進課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>H18.7 NPO法人委託により事業開始 *事業内容は受託団体の企画提案による。</p> <p>【21年度の主な事業】</p> <p>(1) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること オフィスHPの管理（アクセス4,776件/日 前年度比215%）、ニュースレターNo.22~30発行、各種相談対応（NPO設立、活動手法等124件）、市政だよりサポート事業（25団体紹介）他</p> <p>(2) 市民活動に係る調査及び研究に関すること 「にいほま若者塾」参加者アンケートの実施、未来のまちづくりを協働で考えよう事業でNPO・企業へのアンケート、情報交換会の実施（緊急雇用創出事業活用）</p> <p>(3) 市民活動に係る交流及びネットワーク形成の推進に関すること 情報交換会：オフィスパーティーの開催、おしゃべりカフェの開催（延368人）、さんさん支店の開設・運営（6回）、各種事業の連携支援 他</p> <p>(4) 市民活動と行政の協働事業に関すること CATV広報番組「元気発信、こちら協働オフィス」vol10~12を自主制作放映 生涯学習大学講座「にいほま若者塾」の企画実施延60人 他</p> <p>(5) 市民活動団体に対する会議場所及び機材の提供等に関すること 施設管理及び機器メンテナンス オフィス利用者延6,817人（前年度比+714人）</p> <p>(6) その他 講師依頼対応:2件、視察対応：4件、インターン受け入れ：4人、にいほままちづくり市民バンクの設置 他</p> <p>【利用登録団体数の推移】</p> <p>（推移）18.7(事業開始月)末：59団体 H18年度末：108団体 H19年度末：142団体 H20年度末：169団体 H21年度末:183団体（前年度末比+14団体）</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、オフィスの目的や事業広報に受託団体と協働で取り組み、さらなる利用促進を図るとともに、協働事業推進のためのガイドラインの見直しを進めながら協働事業市民提案制度等行政側の環境も整備し、「協働」を理念から実践へと進めていく。（ex.市既存事業に対する市民提案募集の検討、職員研修の実施等） ・ 受託団体では、22年度は、利用登録団体自身が主体となった連携・交流に対する支援や、21年度に実施したアンケートなどをもとに企業・市民との連携促進に重点的に取り組む計画である。受託団体の方針を尊重しながら、情報を密にしてひきつづき広報や庁内調整等側面的支援に努める。 			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

平成21年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	地域コミュニティ活動への支援	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	市民部市民活動推進課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>本市の地域コミュニティの中核的組織である自治会は、それぞれの地域で福祉、環境、防災・防犯活動等様々な役割を果たしていただいているが、近年の生活様式の変化や個人の価値観の多様化などの要因から自治会加入率は、年々低下している。(H22.1月現在加入率69.1%) そのため、各単位自治会の組織、財政基盤が弱体化し、地域コミュニティ崩壊の危機に瀕している状況にある。</p> <p>このような状況から、市連合自治会への加入促進活動への積極的な協力とともに加入率低下による財政的基盤の弱体化を軽減するために、連合自治会に対する財政支援の拡充を図ることとし、平成20年度から従来の公募による補助金制度よりも安定性のある交付金制度をスタートさせることとなり、広報活動事業、防犯活動推進事業、ごみ減量化等啓発事業などの支援を安定的に実施するとともに、新たに「魅力あふれる地域コミュニティ創生事業」を新設した。20、21年度においては、自主防災の充実強化に関する活動、安全・安心なまちづくりに関する活動、歴史・文化等地域資源を活かす活動、健康増進・スポーツ振興に関する活動、地域環境の美化・保全に関する活動など地域の独自性を活かした多種多様な活動に取り組んでいただき、適正に実施された。</p> <p>H21実績 防犯活動推進事業14,668千円(各単位自治会311箇所) 新居浜市広報活動事業25,330千円(市・各連合自治会・各単位自治会311箇所) ごみ減量化等啓発事業1,239千円(各連合自治会(18箇所)) 魅力あふれる地域コミュニティ創生事業6,300千円(連合自治会他計35事業)</p> <p>また、自治会加入促進についても、21年度は自治会加入促進小委員会において、街頭キャンペーンをはじめ、加入促進アンケートの実施や3月号市政だよりで自治会加入促進の特集記事を載せたり、CATVなどで広報を行うとともに未加入世帯への加入促進運動を展開した。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>自治会支援策としての交付金制度をより有効に活用していただくとともに、「魅力あふれる地域コミュニティ創生事業」については、事業目的に沿った地域独自の歴史、文化、伝統等地域特性を活かした魅力ある地域づくりを図ってもらうことを主眼に活動していただき、事業が適正に執行されるようチェックしながら、「自立・連携のまちづくり」、「協働のまちづくり」推進のため、自治会と連携して取り組んでいく。</p> <p>なお、交付金事業は、3年ごとに見直すこととしており、事業成果を見ながら、防犯灯の設置数等の調査結果も踏まえ事業見直しを行う予定である。</p> <p>また、自治会の加入促進についても、アンケート結果を踏まえ市連合自治会との連携を密にししながら、加入促進を図っていくと同時に市職員の自治会への加入率向上を図っていく。</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

平成 21 年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成 22 年度変更)

事項名	消費生活の安定と向上	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	市民活動推進課 (消費生活センター) 広報相談課	関連する部局課名	食の安全、電気 製品・施設機器 の瑕疵等、多く の課所に及ぶ。
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>新居浜市は、昭和 55 年以降、消費生活をめぐる苦情やトラブルなどの相談に応じるため、県下ではいち早く消費者相談窓口を設置し、今日まで積極的に対応してきており、県下においては先進市として周知されている。</p> <p>国においては、最近、全国的に食品の不正表示、悪質商法など消費者（国民）の信頼を裏切る事件が顕著になってきていることから、消費者・生活者の視点にたった行政に転換するべく、H21 年 9 月に消費者庁が設置された。</p> <p>本市においても国の第 2 次補正予算に伴い、県が造成した「地方消費者行政活性化基金」を活用し、従来の消費生活相談窓口を拡充して、H22 年 4 月より消費者安全法に基づく新居浜市消費生活センターを設置したところである。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>消費生活センターにおいて、H22 年度に消費生活相談員を増員し、相談体制の拡充を図ったことから、悪質商法の未然防止や、多重債務の解決などに積極的に取り組むとともに、消費生活センターを広く市民に周知し、関係機関と連携しながら消費者啓発・教育活動の強化及び情報発信の充実に努め、『困った時には頼りになる新居浜市』としてのイメージ強化を図る。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)

平成16年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	愛媛県人権対策協議会新居浜支部の機能回復	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	人権擁護課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
平成 3年6月30日	支部の意見の相違により支部を解散する。		
平成 3年8月	2つの団体組織が結成される。		
平成 8年6月	協議会方式により半年間支部運営がなされたが、運営停止する。		
平成13年3月	支部運営と支部長の選任について協議を図ったが、2名の出席で開会できなかった。		
平成14年4月26日	愛媛県同和対策協議会が総会で名称変更を議決する。 (愛媛県同和対策協議会から愛媛県人権対策協議会へ)		
平成 3年6月	愛媛県同和対策協議会新居浜支部内の意見の相違により支部を解散したその後、県当局、関係者及び関係団体との協議を重ねたが、合意には至らなかった。		
平成 8年8月	新居浜市と意見の相違する双方との合意のもと、確約書を交わし、協議会方式により会を運営することとした。 約6か月間支部の運営が続いたが、その後、確約書の白紙撤回及び役員の変更等の申し出があり、これらの件について協議会を開催しようとしたが、意見の相違により開催できない状態が続いている。		
平成13年2月	確約書に基づく協議会開催を図るため、当時の役員の話し合いの場を設けたが、確約書の解釈に相違があり、会議開催には至らなかった。		
平成21年	平成8年当時の協議会役員に対し、協議会の再開に向けて意見を聞くが前進なし。		
今後の指針(案)			
支部は任意団体であり、行政としての関わりにはおのずと限りがあるが、協議会を足がかりに当時の役員及び関係者と協議を図りながら、行政の責務である同和問題解決のためにも、支部の正常化に向けて取り組みたい。			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成19年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	住宅新築資金等貸付金の償還推進	類別	公約	議会答弁	監査	懸案事項
			新たな政策課題			その他
担当部局課名	人権擁護課	関連する部局課名				
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯						
<p>昭和48年から平成7年まで23年間にわたり貸付が行われ、現在は償還のみとなっているが、徴収率の低下に伴い市財源の確保と市民に対する公平な行政という観点から貸付金の償還については、未納者の解消を図るためこまめな臨戸徴収に重点をいれている。</p> <p>平成18～20年度と県内住宅新築資金等貸付事業償還事務担当者会議を開催する中で、債権の確保と回収事務を懸案課題として、法的措置についても実態の把握を行うとともに、弁護士の同席を得て法律上の見解をいただきながら研究している。</p> <p>庁内の償還推進体制の強化をはかるよう議会でも求められている。</p> <p>平成21年4月開催の県下の副市長会に県レベルでの連絡協議会の設置及び滞納整理組合的組織の設置についての研究・検討を提案し合意を得た。また、11月に県下の町も含めて連絡協議会を設置することについて提案し、11市5町から連絡協議会へ参加することについて賛同を得た。</p>						
償還状況						
貸付金 23億1234万円余 (利子含28億7365万円余)						
646件 (442人)						
滞納繰越額 1億9510万円余 (平成20年度決算)						
今後の指針 (案)						
<p>県下の市及び町合同の連絡協議会を設置し、債権管理等に関する事務を共同処理するための組織づくりについての調査・研究や償還推進に向けての研修会及び情報交換を行い他紙との連携を図りながら滞納の解消に努める。</p> <p>平成21年度に実施した滞納者に関する調査結果をもとに、司法書士及び顧問弁護士等の専門家に個々の事例について法的相談や事務処理の指導を受け、納付意思のない方については法的措置を講ずる等の対応を行う。</p>						
庁議決定 (指針・方向性)						
原案どおり採択する。						

平成21年度重要事業及び懸案事項管理表

平成22年度変更

事項名	ワンストップサービスの実施	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他						
担当部局課名	市民課	関連する部局課名	住民異動に伴って手続きの発生する課、電算システム担当課、人事担当課及び庁舎管理担当課など多数						
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯（平成22年4月19日現在）</p> <p>【市民課が主管課になる以前の取り組み（平成18年度以前）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政改革大綱（平成14～18年度）「窓口業務の一元化」 ○行政改革大綱の見直し（平成16～18年度）「ワンストップサービス窓口の開設」 ○「迅速・丁寧」専門部会が、ワンストップサービス実施に係る検討結果をまとめる。（平成18年9月8日） <p>【市民課が主管課になってからの取り組み（平成19年度以降）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワンストップサービス推進委員会の設置：9課18名（平成19年7月30日～平成20年3月31日） ○「ワンストップサービス実施に係る検討結果報告書」を作成（平成20年3月31日） ○「件名：ワンストップサービスの実施について」企画財政会議実施（平成20年8月19日） ○ワンストップサービスプロジェクト会議の設置：9課10名（平成20年10月7日～平成20年度4回、平成21年度2回開催） ○転入に伴う乳幼児医療受給資格認定申請など14手続きの取扱いを市民課②番窓口で開始（平成21年2月25日～） ○市民課にフロアマネージャー（臨時職員2名）を配置（平成21年4月1日～） <p>平成21年度も引続きプロジェクト会議を開催し人員配置や窓口施設改善を検討するとともに、次の2つの事項について取り組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基幹業務システムの受託先である日立情報システムズが総合窓口機能のデモンストレーションを開催（平成21年10月8日） ○次期システムに求める総合窓口の機能要件を作成し情報政策課へ提出（平成22年2月25日） 									
<p>今後の指針（案）</p> <p>中・長期展望に立ったスケジュールにより、部局の枠を横断した総合窓口の実現を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">期別</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2期 平成22～23年度</td> <td>改善期の検討結果を人員配置や窓口施設に反映することにより、可能な範囲で取扱手続きを拡大し、業務改善と市民サービスの向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>第3期 平成24年度～</td> <td>基幹業務システム（e-AD）の更新（平成24年4月予定）と第2期までの実施内容を踏まえ、より効果的かつ合理的な窓口へ再編・整備する。</td> </tr> </tbody> </table>				期別	目標	第2期 平成22～23年度	改善期の検討結果を人員配置や窓口施設に反映することにより、可能な範囲で取扱手続きを拡大し、業務改善と市民サービスの向上を図る。	第3期 平成24年度～	基幹業務システム（e-AD）の更新（平成24年4月予定）と第2期までの実施内容を踏まえ、より効果的かつ合理的な窓口へ再編・整備する。
期別	目標								
第2期 平成22～23年度	改善期の検討結果を人員配置や窓口施設に反映することにより、可能な範囲で取扱手続きを拡大し、業務改善と市民サービスの向上を図る。								
第3期 平成24年度～	基幹業務システム（e-AD）の更新（平成24年4月予定）と第2期までの実施内容を踏まえ、より効果的かつ合理的な窓口へ再編・整備する。								
<p>庁議決定（指針・方向性）</p> <p>原案どおり採択する。</p>									

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	浄化槽設置整備事業	類別	<input checked="" type="checkbox"/> 公約 <input type="checkbox"/> 議会答弁 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 懸案事項 <input type="checkbox"/> 新たな政策課題 <input type="checkbox"/> その他
担当部局課名	環境部環境保全課	関連する部局課名	環境部下水道 建設課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 浄化槽の設置補助事業は昭和63年度から実施しており、平成16年度は170基、平成17年度は126基、平成18年度は105基、平成19年度は49基、平成20年度は53基、平成21年度は55基の補助をしている。平成21年度までの補助事業設置累計は1,674基となっている。			
今後の指針(案) 公共下水道事業認可区域外について、浄化槽設置の促進を図り、公共下水道整備と併せての水洗化率の向上を目指す。			
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。			

(様式)

平成22年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	環境自治体会議	類別	公約・ <u>議会答弁</u> ・監査・懸案事項 新たな政策課題 ・その他	
担当部局課名	環境部環境保全課	関連する部局課名		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>平成23年5月に本市で開催される第19回環境自治体会議のための準備事務を本年3月から取り掛かっており、基幹事務局である東京事務局と打合せの上、「にいほま会議(仮)」の企画書(案)を事務局(環境保全課)で作成。</p> <p>環境自治体会議の推進母体となる実行委員会の委員について、関係団体へ推薦依頼している段階である。また、来年の事業開催日までの詳細なスケジュールを作成している。</p>				
今後の指針(案)				
<p>実行委員会委員を中心に、今後、職員で構成されるプロジェクトチームを編成して、全庁的な取り組み体制を構築し、会議の開催に向けた準備を行っていく。</p> <p>具体的には、実行委員及びPT職員による、今年5月に福岡県大木町・筑後市・大川市で合同開催される「第18回環境自治体会議ちっご会議」への参加、新居浜市で開催するにあたり今後の政策に反映できる分科会の構築、第5次長期総合計画につながる「環境と産業の共生」を全体テーマとし、そのテーマに沿った講師、協賛企業、パネラー等の招聘等を、基幹事務局である東京事務局と調整しながら進めていく。</p>				
庁議決定(指針・方向性)				
<p>新居浜らしい都市生活としての環境問題として進めていくこと。</p>				

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	ごみ有料化	類別	公約 <input checked="" type="checkbox"/> 議会答弁 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 懸案事項 新たな政策課題 <input type="checkbox"/> その他
担当部局課名	環境部ごみ減量課	関連する部局課名	環境施設課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>大型ごみの有料化については、平成13年6月議会に上程したが、継続審査となり、9月議会で撤回した経緯がある。その後、家庭ごみの処理を有料化する動きが全国的に広がっており、環境省も家庭ごみの有料化を推進する方向となっている。本市においてもごみの減量化を推進する必要があることから、庁内組織、新居浜市ごみ有料化調査研究委員会を平成16年4月に設置し、平成18年3月に結果を市長に報告した。</p> <p>その後、平成19年2月に「廃棄物減量等推進審議会」から出された有料化についての答申を基に、有料化の方法、金額等具体的な案を検討し、20年1月の企画財政会議において承認された。</p> <p>平成20年5月に家庭ごみ一部有料化計画(案)を決定し、会派説明、パブリックコメント、まちづくり校区集会での説明を実施し、計画案に対する意見、課題をまとめ、また校区集会後に希望する自治会への再説明を行った。</p> <p>10月22日に市連合自治会から、経済情勢が厳しい、家庭ごみ減量について啓発と減量施策が必要である、自治会未加入者の対策、適正なステーション管理等の検討が必要である、混乱を避けるため分別変更を先行する必要がある等の理由により、平成21年10月1日実施の見送りするよう要望書が出され、先送りを決定した。</p> <p>新9種分別への変更で、燃やすごみ対象を増やしたが、燃やすごみの収集量は逆に減少しており、これは、生ごみ処理容器購入補助基数が大幅に増えており、生ごみ減量が進んでいる効果と思われる。ただ、生ごみ減量施策は、現在、個人への容器購入補助のみであり、今後は地域的な広がりを持つ施策等を検討する必要がある。現時点では減量施策の先行実施の効果の評価は難しい。</p>			
今後の指針(案)			
<p>引き続き減量施策に取り組み、自治会との意見交換を行いながら、有料化についての検討を行う。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			
<p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)

平成21年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	ごみ分別収集事業	類別	公約	議会答弁	監査	懸案事項
			新たな政策課題			その他
担当部局課名	環境部ごみ減量課	関連する部局課名	環境施設課			
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 平成18年4月から9種分別収集を実施し、埋立ごみの削減、リサイクルの推進に大きな効果があった。さらにリサイクルを推進するため、プラスチック製容器包装、蛍光灯を分別収集し、びん、缶については袋収集からコンテナ及びネットによる回収を行い、また、不燃系ごみの雑ごみと小型破碎ごみを不燃物に統一してわかりやすい分別とするため、分別区分、収集方法を平成21年10月1日から変更している。						
今後の指針(案) 新9種分別収集はほぼ順調に推移しているが、プラスチック製容器包装、びん、不燃ごみの出し方については、さらに周知が必要であり、定着を図るため、出前講座など市民への説明を継続して行う。						
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。						

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	公共下水道事業（污水施設）・浸水対策事業（雨水施設）	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他	
担当部局課名	環境部 下水道建設課	関連する部局課名	環境部 下水道管理課	建設部 都市計画課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>平成14年7月、公共下水道事業全体計画の見直し作業に着手し、平成15年8月には「新居浜市下水道化基本構想検討委員会」を設置して、庁内の意見集約と意思統一を図り、平成15年度末に見直し業務を完了した。平成16、17年度に、この全体計画に基づき、認可区域の拡張を含めた事業認可計画の見直しを行い、国の変更認可を取得した。</p> <p>平成20年10月に愛媛県公共事業再評価委員会において公共下水道事業継続の結果を得た。</p> <p>平成23年度が現行認可の期間末となることから、平成22年度より変更認可申請の手続き業務に着手する。</p>				
<p>今後の指針（案）</p> <p>未整備区域について、公共下水道污水施設及び浸水対策雨水施設の整備促進を図る。</p> <p>平成21年度末の面積整備率が82.3%になっていることから、平成22、23年度の2カ年で、認可区域の拡張を含めた事業計画の見直しを行う。認可区域に編入する地区の選定については、関係課と協議しながらDID地区(人口集中地区)や整備効率の高い地区などの選定基準を策定して検討する。</p>				
<p>庁議決定（指針・方向性）</p> <p>原案どおり採択する。</p>				

(様式)

平成21年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	下水道事業経営の健全化	類別	公約・議会答弁・監査・ 懸案事項 新たな政策課題・その他	
担当部局課名	環境部 下水道管理課	関連する部局課名		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<ul style="list-style-type: none">・下水道事業にとって経営の安定化は最重点課題であり、中でも財源の確保という観点から、公共下水道事業の収入の根幹をなす下水道使用料については、昭和55年の供用開始以来概ね4年ごとに改定するとともに、収納率の向上にも努めてきた。・平成21年12月議会で、下水道使用料を12.26%引き上げる下水道条例の改定が可決され、平成22年4月分から適用されているが、平成20年度決算における汚水処理経費に対する使用料収入の割合は約51%であり、本来100%使用料で賄うべきである汚水処理経費について、多額の一般会計繰入金に依存している。・下水道事業の普及啓発、水洗化の促進を図るため、下水道整備後3年経過した公共下水道未接続世帯に対する訪問調査を実施している。・緊急雇用対策事業を活用し、公共下水道未接続の家庭を訪問し、水洗便所改造資金融資斡旋制度の周知を通じて更なる水洗化率の向上に努めた。・汚泥消化ガスの有効利用と新たな財源確保を図るため、平成20年2月から余剰ガスの売却を行っている。				
今後の指針(案)				
<ul style="list-style-type: none">・簡素で効率的な財政運営を推進するために、今後とも下水道使用料の改定を含む歳入の確保と効率的な事業運営に積極的に取り組む必要がある。				
庁議決定(指針・方向性)				
原案どおり採択する。				

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	さらなる企業立地の推進	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	経済部 商工労政課	関連する部局課名	都市計画課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>多極型産業推進事業用地の企業用地については、企業用地（1）（2）（3）として分譲した63,625㎡の内、1区画（1,750㎡）を残した61,875㎡について、立地がなされた。</p> <p>このため、平成16年4月に福祉・住宅用地、多目的広場のゾーニングを変更し、新たな企業用地（4）として、平成17年3月に8区画26,068㎡を設定したが、平成18年度末までにすべて分譲が完了し、立地がなされた。</p> <p>このようなことから、新たな工業用地を確保するため、平成21年度から貯木場事業用地の造成工事を行い、平成22年3月に多極型産業推進事業用地のゾーニングを変更した。</p> <p>また、企業立地促進条例について、新規立地企業や既存企業の新事業展開に対する優遇制度として、平成17年4月に企業グループによる立地形態など多様化する企業ニーズに対応した制度に改め、平成20年4月には、駅前大街区地域への立地に対する課税免除措置や中小企業に対する奨励措置の拡充を図るとともに平成22年度まで3ヶ年の延長を行い、平成21年4月には、民間遊休地への利活用を図るための奨励措置を新設した。</p>			
今後の指針（案）			
<p>平成21年度から貯木場事業用地（10区画、24,362㎡）の造成工事を行い、平成22年度から多極型産業推進事業用地（8区画、28,651㎡）の造成工事を行うとともに、更に新たな工業用地を確保するため、内陸企業用地等の検討を行う。また、民間等の遊休用地や空き工場への企業立地を支援する未利用地登録制度を充実するため、平成22年度に緊急雇用創出事業を活用し、「新居浜市工業用地未利用地等調査事業」を実施する。さらに平成20年度に見直しを行った企業立地促進条例のPRを行うとともに、企業立地促進法に基づく基本計画が定められたことから四国経済産業局、愛媛県と緊密な連携を図りながら企業立地の促進を図る。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成21年度変更)

事項名	クリーンエネルギー対策への研究開発支援	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	経済部商工労政課	関連する部局課名	ごみ減量課 環境保全課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 市内事業所の中で、クリーンエネルギー対策ではなく、停電・節電対策で太陽光を利用した新製品を開発したところがあり、中小企業振興条例に基づく助成等を行ってきた。 平成14年度に東予産業創造センターと連携し、一部事業所に聞き取り調査を実施したが、風力、太陽光発電の研究開発に取り組む予定の事業所はなかった。 最近では、下水汚泥、廃油等の廃棄物を利用した事業に取り組む事業者も見られるようになってきており、下水汚泥を利用した事業では、市も事業者と共同で事業に取り組んでいる。 平成20年度には、次世代エネルギーとして期待される家庭用燃料電池に搭載する低圧型脱硫器を開発した事業所に対し、中小企業振興条例に基づく新製品開発事業補助を実施した。			
今後の指針(案) ◎ 研究開発に取り組む事業所が出てきたとき ・ 東予産業創造センター、産業技術研究所等関係機関の中で、技術面での支援機関を探す。 ・ 国、県の補助金等の支援策を紹介 ・ 市単独の補助金等支援 中小企業振興条例に基づく「新製品開発補助事業」「市場開拓事業及び催物等補助事業」等により、自社製品を持つ事業所に対し側面的な支援を行っていく。 なお、風力発電については、風力発電の実施地域では、発電量の不安定さからその維持に窮している現状もあり、太陽エネルギー、バイオマスエネルギー等の利活用についてもその研究開発支援に取り組む。			
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。			

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	高齢化社会に対応した商店街づくり	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	経済部商工労政課	関連する部局課名	福祉部介護福祉課 福祉部福祉課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 新居浜市中心商店街地区では大手スーパー・ニチイ撤退後、建物を改築して複合福祉施設が立地している。日常生活用品の店については大手スーパーの撤退で心配されたが、新たなスーパーが2店舗立地して解消された。また、平成16年度に中心商店街の再生を目指し、実施した「地域再生マネージャー事業」の成果（車椅子での地域探検の実施など）を活かし、引き続き商店主を初めとした市民の力で、中心商店街内外の高齢者にやさしい魅力的なまちづくりに向けての研究や取り組みが進められている。 平成21年度には緊急雇用創出事業を活用した「商店街訪問調査事業」を実施し、商店街の空き店舗状況、後継者の有無、現在行っているイベントに対する評価、高齢者に足を運んでもらうために必要な街並み整備に関する意識調査等を行った。			
今後の指針（案） アンケート結果を反映した高齢者や障害者と商店街を結ぶ施策を商工会議所、商店街関係者との連携を図り検討していく。			
庁議決定（指針・方向性） 原案どおり採択する。			

(様式)

平成22年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	ものづくり人材育成施設の整備	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	経済部 商工労政課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none">平成21年3月に、ものづくり人材の育成という課題に対処し、ものづくり人材育成事業に向けた環境整備を図るため、新居浜商工会議所、新居浜機械産業協同組合等関係機関による「ものづくり人材育成事業運営推進協議会」を設置。 協議会において、カリキュラム、運営等について検討、協議を行ってきた。協議会からの検討結果を踏まえ、市の基本方針として、公設民営型の手法により整備に取り組む予定である。運営主体となる「一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会」が平成22年3月19日に設立したところである。			
今後の指針（案）			
運営主体である「一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会」の会員募集状況、運営状況等を見極める中で、事業着手の時期を決定したい。			
庁議決定（指針・方向性）			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	世界に誇れる太鼓祭りとするための市民ぐるみの取り組み	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	経済部運輸観光課	関連する部局課名	市民活動推進課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>新居浜市太鼓祭り推進委員会は、昭和46年に発足し現在に至っている。会長に市議会議長、顧問に市長、商工会議所会頭が就き、各地区運営委員会等市民団体、行政関係者など25名の委員とアドバイザー1名で構成されている。この目的は、新居浜太鼓祭りを市民にとって平和で楽しい親しみのある祭典とするとともに観光面に寄与させ、伝統ある民族文化行事として、発展させるための方策を検討し、推進することとしている。</p> <p>また、平成10年8月30日、新居浜市・平和な太鼓祭りシンポジウム実行委員会主催によるシンポジウムを開催した。文化センターに約1000人の市民が参加し、今後の祭りのあり方について多くの意見を得た。</p> <p>一方、太鼓台の派遣事業は、昭和45年の大阪万博をかわきりに平成5年のシンガポール派遣など市が関与したもので14回行っている。</p> <p>行政側の取り組みとしては、平成15年1月に庁内プロジェクトのひとつとして「新居浜市太鼓祭り推進調査研究委員会」を組織し、平成17年3月に最終的な報告書に係る審議を終えている。平成19年度から3年間、愛媛県が中心となり新居浜市、西条市の関係者で構成する西条まつり・新居浜太鼓祭り観光ブランド化推進実行委員会が組織され、愛媛を代表する祭りとして新居浜太鼓祭りの情報発信、誘客事業等を行った。</p> <p>平成21年度には、太鼓祭りの開催日について、市民意識調査を行い、結果を新居浜市太鼓祭り推進委員会へ報告した。</p>			
今後の指針(案)			
<p>市民の祭りとして歴史と伝統をもち、豪華絢爛、勇壮華麗な資源として世界に誇りうる祭りであるが、反面、反社会的な行動も見受けられ改善が求められるものである。</p> <p>また、観光面からとらえて、通年性と体験型もしくは疑似体験のできるシステム作りが必要である。</p> <p>これまで庁内組織である太鼓祭り推進調査研究委員会において、行政側の立場から太鼓祭りの情報発信等について検討してきたが、今後、新居浜市太鼓祭り推進委員会を中心に、太鼓台関係者等の意見を伺いながら、今後の太鼓祭りのあり方や受け入れ体制、情報発信を含めた市民ぐるみの取り組み方策について検討する。</p> <p>西条まつり・新居浜太鼓祭り観光ブランド化推進実行委員会が行っていた諸事業については、西条市と連携し、今後も積極的に新居浜太鼓祭りの魅力を情報発信するとともに、受け入れ体制の整備等を図っていく。</p> <p>平成20年度の太鼓祭りの開催日が不統一となったことを踏まえ、太鼓祭りのあり方について、市民及び各種団体の意見を調査してまとめ、統一した開催日となる事も含め、今後の太鼓祭りの方向性を見出す。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成 2 1 年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成 2 2 年度変更)

事項名	運輸交通体系の整備推進と地域 循環バスの導入	類別	公約・議会答弁・監査・懸案事項 新たな政策課題・その他
担当部局課名	経済部運輸観光課	関連する部局課名	建設部各課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>○平成 1 4 年度に地域循環バスの庁内調査研究委員会、平成 1 5 年度に庁外委員を中心とした導入検討協議会を設置し協議を進めてきたが、予算化を断念する。</p> <p>○平成 1 8 年度から新居浜市都市交通計画の策定作業をスタートし、その中で公共交通空白地帯の改善としてコミュニティバス等の導入を検討。</p> <p>○平成 2 1 年 3 月 新居浜市都市交通マスタープラン、新居浜市都市交通戦略 策定</p> <ul style="list-style-type: none">・概ね 2 0 年後の目指すべき姿、今後 1 0 年間の整備計画を決定。・コミュニティバス等の導入 <p>現在、道路が狭く路線バスが通行できない地域などについては、コミュニティバスやデマンドタクシーといった公共交通の導入を図る。導入する地域、車両、運行方法などについて、今後、事業者や地域住民との協議をふまえ、詳細な検討を行う。</p>			
今後の指針 (案)			
1 平成 2 1 年度から、各整備計画の進行管理を行い、着実な整備推進を図る。			
2 コミュニティバス等の導入			
平成 2 2 年度 対象地域の住民 (自治会) や事業者と連携を図りながら、運行計画を策定し、試験運行を実施			
平成 2 3 年度 試験運行の継続、効果検証			
庁議決定 (指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	農林水産業の振興と地産地消の推進	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	農林水産課	関連する部局課名	学校給食課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>本市の農業は、小規模・兼業化による都市近郊型農業であることから、この実態を踏まえた作物振興を図っている。また、地場消費については、JA新居浜市が「あかがね市」を開設しており、その支援として、周年栽培・収穫ができる雨除けハウス設置事業を行っている。</p> <p>次に、林業については、林業経営の集約化、造林補助事業の強化、機械化による低コスト林業の推進に加え、昨年度からは木質バイオマスの利用にも取り組んでいる。</p> <p>次に水産業については、これまで地場特産品づくりとして、イワシの煮干し、干しエビなどの水産物の加工による付加価値の向上に努めるとともに、ガザミ、ヒラメなどの中間育成放流事業、抱卵ガザミ放流事業などに取り組んでいる。</p> <p>しかし、取り組みが漁協単位での小規模なため、各単協単位で見ればそれなりの成果を挙げているが、新居浜市独自のブランドというまでには成熟していないというのが現状である。</p> <p>また、学校給食における地元農産物利用促進のため、学校給食地元農産物利用促進会等において、生産者の拡大や安定供給などについて協議をしている。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>農業については、自給率向上のため、地産地消の推進、耕作放棄地対策、有機農業対策を三本柱とした、足腰の強い新居浜農業の確立を目指すため、平成21年度に決定した新居浜産農産物のキャッチフレーズ、マスコットキャラクターを利活用し、地産地消の推進、地元産農産物の消費拡大につなげていく。また、本市農業を再生させるため、平成22年度から学校給食用食材の契約栽培等、本市独自の耕作放棄地対策に取り組み、生産者、消費者、関係団体、行政が十分協議しながら作り上げ、今後の農業政策の基盤づくりを行っていく。</p> <p>漁業については、特産品づくりに向けて、「新居浜市漁業振興対策協議会」で具体的な調査研究を一層奨励するとともに、愛媛県水産局、愛媛県漁連等のアドバイスも得ながら、積極的な支援策の展開について鋭意検討する。</p> <p>また、地場消費への支援については、魚食普及の推進を図るため、愛媛県漁連が主体となって実施してきた、おさかなママさんによる「料理教室」、「おさかなキャラバン隊」を引き続き積極的に支援するとともに、新たに、未就学児に魚に親しんでもらうため、「おもちゃ図書館きしゃポップ」による「おさかなふれあい体験事業」についても支援する。</p> <p>次に、農林水産物の「地産地消」を推進するため、JA新居浜市が設置する産直施設「四季菜広場」を市民にPRし、売上げ増加に繋げるとともに、えひめ愛フード推進機構(会長 加戸守行)が定めた「地産地消の日」の推進を図りたい。また、食育関係団体との連携についても強化していく。</p> <p>さらに、自給率の向上、農業の持続的発展に向け、生産者や関係団体と協力しながら、農産物のブランド化も含め、本市に見合った農業政策を協議する。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)

平成20年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	飲料水供給施設整備事業	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他 新市
担当部局課名	経済部別子山支所	関連する部局課名	水道局
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>新市建設計画においては当初、簡易水道整備を計画していたが、①水道法における簡易水道給水人口の基準をクリアできない。②全世帯を賄える給水量を確保できる水源がない。③建設費が10億円以上かかるという費用対効果の問題もあることから、その代替策として、県条例水道規模の飲料水供給施設を整備する。(新市建設計画後期計画で変更決定)</p> <p>別子山地域には、県条例水道が2か所(普及率32.1%)あり、他の集落(31か所)については、各家庭が水源、施設の維持管理を行っている。しかしながら地域住民の高齢化(平成22年3月31日 50.00%)が著しく、各家庭での維持管理が難しくなっていることから、地域住民の要望も受け、別子山地域全戸において、「安全・安心・安定的」な飲料水供給施設を整備する。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>平成20年度において、飲料水供給施設整備計画(内容、スケジュール等)の見直しを行い、企財会(決裁)において了承された。</p> <p>(事業計画)</p> <p>平成21年度 基本構想(基本計画)策定、水質・水量調査、住民意向調査等</p> <p>平成22年度 詳細設計(現地調査・地質調査・実施設計)</p> <p>平成23年度～平成25年度 実施設計及び工事請負</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成20年度変更)

事項名	駅南の面整備、鉄道高架化などの実現のために 関係機関と積極的に協議を進める。		類別	公約、議会答弁	
担当部局課名	都市計画課	関連する部局課名	区画整理課	商工労政課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			総合政策課	駅周辺整備室	
<p>新居浜駅前土地区画整理事業を施行中であるが、駅周辺整備事業として、「駅南の面整備（区画整理）」、「鉄道（JR）の高架化」など、課題が山積している。いずれも新居浜駅前土地区画整理事業を進めていく中で、検討を約束してきたものであり、特に鉄道高架に関しては新居浜商工会議所に新居浜駅高架促進期成同盟会が設立され、鉄道高架事業の早期完成のための活動を開始されており、今後、新居浜駅前土地区画整理事業の進捗に合わせて、より具体的な方向性を示していく必要がある。</p>					
今後の指針（案）					
<p>新居浜駅前土地区画整理事業の進捗に合わせて、今後、駅南の面整備は区画整理課、鉄道高架化は都市計画課において、次期長期総合計画の中で具体的な方向を示せるよう検討を進める。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					
原案どおり採択する。					

(様式)

平成19年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	用途地域及び特定用途制限地域 の見直し	類別	議会答弁	
担当部局課名	都市計画課	関連する部局課名	農林水産課 農業委員会	資産税課 商工労政課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 平成16年5月の線引き廃止や社会経済情勢の変化、都市基盤施設の整備の進捗、まちづくり三法の改正等に対応するため、平成19年2月に新居浜市都市計画マスタープランを改訂し、平成20年10月に用途地域及び特定用途制限地域の変更を行った。 今後は、新居浜市都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、用途地域周辺部の既成市街地内にある用途白地地域について、周辺との調和を図りつつ用途地域への指定を行い適正かつ合理的な土地利用の誘導を図ることとしている。				
今後の指針（案） 用途地域に指定するためには農業振興地域の指定解除が必要なことから、「都市計画と農林漁業との調整措置」に基づき国・愛媛県・関係団体との協議が必要である。 また、新たに用途地域へ指定する地区には都市計画税が課税されることから、庁内関係部局と十分な協議・調整を行い、当該地区内の納税者に課税内容と今後の都市施設の整備方針などを周知・説明する必要がある。 今年度も引き続き、国・県・関係団体との協議を進めて、早期に用途白地地域の用途地域指定に向けた法手続を開始すること としている。				
庁議決定（指針・方向性） 原案どおり採択する。				

(様式)

平成20年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	国領川緑地の再生整備	類別	公約 議会答弁
担当部局課名	都市計画課	関連する部局課名	体育文化課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>国領川緑地については、市民に密着した「身近な憩いと安らぎの場」として「多くの市民が気軽に利用」でき、「健康増進・スポーツに親しむ場」となることを基本として、平成20年度より、まちづくり交付金事業による「国領川緑地再生整備事業」を実施している。平成20年度においては実施設計の作成及び、河川占用協議を行い、平成21年度当初に占用許可を取得した。平成21年度からは3カ年で本格的な整備工事を行っている。</p>			
今後の指針（案）			
<p>平成20年度に実施計画を策定し、愛媛県と河川占用協議をおこない、平成21年度当初に河川占用許可を取得した。基本的に特に整備の望まれるトイレ整備を先行し事業年次計画に基づいて順次整備工事を行う。</p> <p>また、河川敷利用者の代表からなる「国領川緑地利用者協議会」を引き続き開催し、不法占用工作物の撤去をはじめとした河川敷の利便性向上と適正な利用につながるルール作りを進める。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成22年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	川東地区の公園整備	類別	議会答弁
担当部局課名	都市計画課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>川東地区、特に神郷校区においては都市公園がなく、度々市議会やまちづくり校区集会において公園整備の要望があがっており、公園の必要性が高い地区である。</p> <p>公園整備にあたっては、近隣公園（標準面積2ha）として必要な一団の土地を確保する必要があるが、適地の選定や事業費、事業手法等検討すべき課題が多く残っている。</p> <p>平成20年度のまちづくり校区集会で、地元から具体的な候補地の提案があり、平成21年度は、地域活力基盤創造交付金を利用した事業化について検討を行った。</p>			
今後の指針（案）			
<p>川東地区の公園整備については、事業着手までに検討課題が多いことから、今年度は、早期に地元と公園の位置や規模等について協議を行い、併行して、社会資本整備総合交付金の動向を見ながら、具体的な整備内容、財源等について庁内合意を図り、平成23年度を目処として、事業化に向けて取り組んでいく。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成22年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	駅周辺整備事業		類別	公約・議会答弁・監査・懸案事項 新たな政策課題・その他	
担当部局課名	建設部 区画整理課	関連する部局課名	企画部 駅周辺整備室		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>新居浜駅周辺では、平成22年度まで土地区画整理事業により交通広場の整備、大街区の造成等の都市基盤整備を行うが、平成21年8月の新居浜駅前広場等整備検討委員会の提言を受け、区画整理工事が完了する平成22年度から25年度までの間で、駅周辺に南北連絡通路、人の広場、駐車場・駐輪場、南口広場などの公共施設を整備し、駅周辺整備テーマである「森の駅」の具現化と、駅利用者の利便性向上、駅を中心とした「にぎわい」と「出会いの場」づくりに取り組むものである。</p>					
今後の指針（案）					
<p>円滑な事業の推進を図るため、国、県、JRなどの関係機関との連携を密にするとともに、社会資本整備総合交付金などを有効に活用することで、公共駐車場・駐輪場については平成23年度、南北連絡通路、人の広場については平成24年度、南口広場については平成25年度の完成を目指す。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					
原案どおり採択する。					

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	上部東西線の整備	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	建設部 道路課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none">・主要地方道新居浜別子山線から市道中須賀上原線の間 (L=1,339m) を、昭和63年度から平成10年度までに、街路事業で整備した。・国道11号から市道渦井橋大野山線の間 (L=744m) を、平成2年度から平成11年度までに、地方道事業で整備した。・残区間 (L=2.9km) について、平成12年度に、路線測量と予備設計を実施し、残事業費は、且の上地区を含めて約50億円必要である。・平成15年9月議会 測量、設計に平成19年度に着手予定。・平成18年6月議会 平成19年度の事業化は困難。11号BP、駅前滝宮線、新居浜駅菊本線などの進捗状況や、長期的財政状況の変化を見極めながら着手時期を判断する。・平成19年8月企画財政会議において、事業着手を平成23年度とする。・平成20年3月議会 市道中須賀上原線から市道萩生出口本線までの延長約908mを平成23年度事業着手予定。・平成21年度施政方針において、市道中須賀上原線から市道萩生出口本線間の事業化を図るため当初予算に調査費を計上。・市道中須賀上原線から市道萩生出口本線までの908m間について、平成22年3月23日事業認可告示			
今後の指針 (案)			
<ul style="list-style-type: none">・市道中須賀上原線から市道萩生出口本線の間を社会資本整備総合交付金などの活用により事業を推進する。 延長908m、幅員16m、事業期間H21～H29、事業費約11.9億円 第1期：市道中須賀上原線～市道横山高尾線 H21～H24 第2期：市道横山高尾線～市道萩生出口本線 H25～H29			
庁議決定 (指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成21年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	橋りょう長寿命化修繕計画	類別	公約 議会答弁 ・監査・懸案事項 新たな政策課題 ・その他
担当部局課名	建設部 道路課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none">・老朽化する道路橋の予防的な修繕と計画的な架け替えにより、橋りょうの延命化を図り、修繕及び架け替えに係る費用の縮減を目的に、平成20年12月 事業企画提案・平成20年度 新田東橋ほか5橋について点検業務を実施・平成21年度当初予算で橋梁点検及び長寿命化修繕計画策定委託料を予算化・平成21年度 橋長5m以上169橋の点検と損傷度の評価及び維持管理費の中長期的シミュレーションを実施			
今後の指針 (案)			
<ul style="list-style-type: none">・平成26年度以降の国庫補助による橋りょうの補修・架け替えには長寿命化修繕計画が必須条件となることから、平成21年度策定した損傷度の評価と維持管理費の中長期的なシミュレーションデータをもとに、市の財政計画や交付金事業との整合を図りながら、具体的な修繕計画を策定する。・橋長15m未満の道路橋(267橋)についても、平成22年度以降点検及び計画策定を進めていく必要がある。			
庁議決定 (指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	民間木造住宅耐震診断事業	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他(事務概要)
担当部局課名	建築指導課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>近い将来発生が予想されている南海地震等による被害軽減と、地震に対する市民の防災対策意識の醸成を図ることを目的として、平成16年より市と県が協力して実施体制を整備し、耐震診断の促進を図るため、木造住宅耐震診断事業を開始。</p> <p>今年度は、耐震改修補助との相乗効果により診断戸数が募集戸数(25戸)に達するよう、市のホームページや市政だより、回覧板等を利用してPRに努める予定である。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <ol style="list-style-type: none">耐震診断補助事業の募集時期を早め、募集戸数(25戸)を補助耐震診断、耐震改修の重要性の啓発			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)
(平成22年度変更)

平成21年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	民間木造住宅耐震改修事業	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他(事務概要)
担当部局課名	建築指導課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>近い将来、発生が予想されている南海地震等による被害軽減と地震に対する市民の防災対策意識の醸成を図ることを目的として、平成16年より木造住宅の耐震診断をおこなっているが、耐震診断件数が伸び悩んでおり、耐震改修費用補助への要望も多いため、新たに木造住宅耐震改修事業をおこない、耐震診断・改修の促進と震災対策への意識高揚を図る。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修補助事業実施のための体制を整備し、本年度より補助の募集を開始する。 平成22年度募集棟数 耐震改修設計、耐震改修工事、工事管理について各15棟 2 耐震診断、耐震改修の重要性の啓発 			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)

平成21年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	住宅用太陽光発電システム設置 補助事業	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他(事務概要)
担当部局課名	建築指導課	関連する部局課名	環境保全課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>将来の環境保全とエネルギー問題から、クリーンエネルギーの普及は国レベルでの課題となっており、一時中止されていた国の太陽光発電システムの設置費用への補助も再開された。市民からも新居浜市独自の設置費用への補助を求める声が高まっており、太陽光発電への補助を通じて環境保全への意識啓発を図る。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <ol style="list-style-type: none">1 住宅への太陽光発電の導入促進のため設置費用の一部を補助する。(本年度募集予定100棟)2 環境部と連携し、環境保全意識の高揚を図る			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

(様式) 平成13年度重要事業及び懸案事項管理表
(平成22年度変更)

事項名	教育施設・体育文化施設の整備促進					類 別	公約 議会答弁 監査指摘 懸案事項 (事務概要)				
担当部局課名	学校教育課			関連する部局課名	社会教育課		体育文化課				
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯											
年度	プール 建設	屋 体 改造築	校舎 改造	校舎 改築	校 舎 耐震補強	中学校 給 食	運動場 照 明	公民館	体 育 施 設	文 化 施 設	
7	若宮小	川東中									
8	大島小	神郷小								広瀬記念館	
9			高津小						サッカー場		
10				西 中					サッカー場		
11				西 中		高津小			サッカー場		
12				西 中		給食センター					
13				西 中							
14	垣生小							泉川(継続)			
15											
16	角野小										
17											
18		官西、高津、浮島、 惣開、若宮、泉川 中萩、角野小									
19		西中、川東中、 金子小、大生院小			船木小、金子小 泉川小、中萩中						
20					金栄、中萩、高津、垣生 小、東中			地域交流センタ ー(金子公)			
21					惣開、神郷、大生院、角野、 小、泉川、船木、角野中			地域交流センタ ー(金子公)			
22		北中	神郷、中萩、角野 小、川東、別子中		神郷、中萩、角野小 川東、別子中			地域交流センタ ー(金子公)			
23 以降					多喜浜、角野、官西、浮島 小、北、南、角野中						
<p>今後の方針(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の老朽化に伴う年次的改修等の整備計画を策定する。 											
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>原案どおり採択する。</p>											

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	教育施設の借地解消		類別	公約 議会答弁 監査指摘 懸案事項 (事務概要)	
担当部局課名	学校教育課	関連する部局課名	社会教育課	体育文化課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
・ 学校施設等敷地の状況					
神郷小学校他16施設 敷地面積 334千㎡ 内借地面積 92千㎡					
・ 体育施設等敷地の状況					
重量挙げ練習場敷地 敷地面積 297.1㎡ 内借地面積 157.57㎡					
・ 商業高校の県立移管に伴う未解決案件					
隣接地 2,954.34㎡を市で買収し県へ寄付					
・ 今までの取り組み状況					
平成2年3月 神郷小 95.00㎡ 買収					
平成5年3月 文化振興会館 33.00㎡ 買収					
平成7年11月 南中 277.70㎡ 買収					
平成8年2月 船木小 366.90㎡ 買収					
平成8年2月 神郷小 1,778.00㎡ 買収					
平成11年5月 武徳殿 208.00㎡ 買収					
平成12年3月 神郷小 232.99㎡ 買収					
平成13年9月 神郷小 3,116.00㎡ 寄付					
平成13年9月 多喜浜小 691.23㎡ 寄付					
平成13年9月 泉川中 43.00㎡ 寄付					
平成14年12月 神郷小 594.00㎡ 買収					
平成19年11月 大島小 135.00㎡ 寄付					
平成21年4月 大島小 85.66㎡ 返還					
今後の方針(案)					
・ 学校施設・体育施設等敷地の借地解消に向けて、財政事情が許せば、土地所有者からの売却要望の強いところから買収を行う。					
金栄小学校 6,306.23㎡					
重量挙げ練習場 157.57㎡					
・ 商業高校の県移管に伴う未解決案件の解消に向けて、取り組む。					
庁議決定(指針・方向性)					
原案どおり採択する。					

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成20年度変更)

事項名	公立幼稚園の在り方について	類 別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	学校教育課	関連する部局課名	児童福祉課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 文部科学省と厚生労働省は1998年に「幼稚園と保育園の共用化等に関する指針について」を出し、幼稚園と保育園の併設は可能になった。 このため、福祉部と調査研究を行ってきた。一体化は可能であるが、保育料の設定、職員の免許、私立幼稚園・保育所の理解など課題がある状況である。 平成15年12月、総合規制改革会議から、「就学前の教育・保育を一体とした総合施設」を設置すること。その施設設備、職員資格、職員配置、幼児受入などに関する規制の水準を、それぞれ現行の幼稚園と保育所に関する規制のどちらか緩い方の水準以下とするべきとの答申があった。 これを受け、文部科学省、厚生労働省が「総合施設」の内容について、検討を進めており、2005年には、全国36ヶ所でモデル事業を実施した。 2006年幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が成立した。これは、教育及び保育を一体的に提供し、地域における子育て支援の実施をする幼稚園・保育所を知事から「認定こども園」として認定を受けることができ、経費について助成が受けられることができる。 公立幼稚園を認定子ども園にするためには、施設改修や人的整備が必要となる。また、保育園の委託化を進める中で、認定子ども園を新たにつくることは様々な観点から難しい。			
今後の指針（案） 幼稚園児の減少傾向の中、市内における公立幼稚園としての果たすべき役割や、現状で継続するか等、今後の在り方について検討していく。			
庁議決定（指針・方向性） 原案どおり採択する。			

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成21年度変更)

事項名	子どもたちのための「新居浜版教育改革」の推進	類別	公約 議会答弁 監査指摘 その他 ()
担当部局課名	学校教育課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 開かれた学校づくりのため、「学校評議員制度」の導入、「学校へ行こうデイ(日)」、「教育懇談会」の開催、学校ホームページを開設、更新するなど、学校情報を公開し、地域の方々に学校に関わる機会拡大に努めた。また、特色ある学校づくりのため、学校が地域の人々に魅力を感じていただく「夢広がる学校推進事業」、児童生徒の視点から出された意見を施策に反映させるため「こども会議」を開催予定、科学とのふれあいを通して豊かな人間性を育む「新居浜市小中学校科学奨励賞」などを実施した。 保護者や子どもの選択の自由の拡大を目指した「中学校選択制」を導入。小学校の通学区域弾力化についても、平成18年度入学する児童から実施した。			
今後の方針(案) ・学校評議員については、多様な人材を確保するとともに、学校評価の実施との連動を図る。 ・「学校へ行こうデイ(日)」は、開催回数、内容を充実し、2学期に小中学校それぞれが統一した「学校へ行こうデイ(日)」を実施する。 ・「教育懇談会」は、引続き開催。(1学期中に開催) ・小中学校ホームページは、平成16年度末までに、全校で開設済。内容の充実と随時更新することに努める。 ・平成18年度から「夢広がる学校づくり推進事業」を拡大実施する。 ・「子ども会議」「新居浜市小中学校科学奨励賞」は継続実施			
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。			

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成21年度変更)

事項名	地域で学び育てる教育と県立特別支援学校の連携	類別	公約 議会答弁 監査指摘 その他 ()	
担当部局課名	発達支援課	関連する部局課名	学校教育課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>障害のある児童生徒を地元の学校で受け入れるため、施設のバリアフリー化、指導員・学校生活介助員の配置などを行ってきた。</p> <p>また、地元の学校に就学できない障害の重い子どもたちは、市外の養護学校などに行かざるをえないため、市内への県立養護学校設置を愛媛県に対し、要望を重ねてきた。</p> <p>平成17年2月愛媛県議会において、新居浜保健所跡を活用した養護学校の設置について、検討を進めている旨の県教育長の答弁があった。</p> <p>誘致の結果、平成18年度4月から新居浜保健所跡に愛媛県立今治養護学校新居浜分校が開校した。開校後、児童・生徒数が増加しているが、高等部がないため、平成21年度開設に向け、今治養護学校新居浜分校の高等部設置について、県に陳情を行っている。</p> <p>平成21年4月今治特別支援学校新居浜分校に名称を変更され、高等部が開設された。 (新入学生9名)</p>				
今後の方針(案)				
<ul style="list-style-type: none">・障害のある児童・生徒を地元の学校で受け入れるため、ハード・ソフト両面の整備を引続き行う。・同分校と市内小中学校児童生徒、教職員の相互交流を深め、地域の養護学校として受け入れるとともに、障害児教育の専門性を小中学校で生かせるよう連携を図る。・発達支援課が新たに設置され、今後とも連携を深める。				
庁議決定(指針・方向性)				
原案どおり採択する。				

(様式)

平成20年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	地域主導型公民館への移行	類別	公約・ 議会答弁 ・監査・懸案事項 新たな政策課題・その他
担当部局課名	社会教育課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>公民館に求められている「地域づくりの拠点」としての機能実現のため、地域活動や公民館活動にたいして主体的に取り組もうとする地域住民との連携・人材登用を図り、それぞれの地域特性に応じた、より柔軟な公民館経営に転換することで、地域主導型公民館への移行を図る。平成20年4月からは、金子、惣開、若宮、泉川の4館が移行した。</p> <p>平成21年度からは新たに新居浜公民館、金栄公民館が地域主導型に移行した。</p> <p>平成22年度からは新たに口屋跡記念、高津、浮島、垣生、多喜浜、神郷、大生院、船木の8つの公民館が移行し、残りは中萩、角野の2館となった。平成23年度には全館移行の予定である。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <ul style="list-style-type: none">・移行した4館に対し社会教育課職員が支援していく。・公民館活動リーダー(志縁人)養成塾の開設及び非常勤の主事の各種研修を行う。・公民館館長会・各公民館運営審議会・連合自治会等に地域主導型公民館移行についての説明また、先発の4館の状況等の情報提供を行う。 <p>このような取り組みを踏まえ、平成21年度以降も、地域の気運の高まりが得られた地域から移行を促進したい。</p> <p>平成23年度は第5次長期総合計画のスタートの年であり、すべての地域で、地域主導型公民館の運用開始を目指して取り組んでいきたい。</p> <p>平成20年度の指針に基づき、今後も円滑な地域主導型公民館への移行を目指す。</p> <p>平成21年度、地域主導型公民館の推進体制について、これまでの経緯をもとに条件面を検討する公民館長を主たるメンバーとする検討会を開催し、方向性を打ち出す。</p> <ul style="list-style-type: none">・「志縁人養成塾」は第2シリーズを開設し、修了者の活躍の場を確保する。・新規移行館に対する兼務体制を敷き、移行館に対する指導助言は継続する。・「地域主導型公民館移行促進費」を活用し、新しい事業への取組を促進する。 <p>平成22年度は、前年度事業を継承するとともに、非常勤の公民館職員の資質向上に向けて国立社会教育実践研究センターが行うインターネット配信による社会教育主事講習の受講を実現したい。</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	類別	公約	議会答弁	監査	懸案
消防団の活性化					
担当部局課名	消防本部 総務警防課	関連する部局課名	企画調整部	財務部	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>昭和47年に策定した消防団の近代化、合理化計画に基づき、消防団員の定数828名を116名削減し現在の712名にし精鋭化を図るとともに詰所・ポンプ設置場所43施設を20ヶ所削減し23施設に統廃合。また、木造建築物をすべて鉄骨造等の不燃化とし地域の防災拠点施設にふさわしい近代化を図り、消防車両についても適正配置と新鋭化に取り組んできたが、消防団員の入団意欲の低下、団員自体の高齢化、サラリーマン団員の増加等消防団活動を行う上で様々な問題が発生してきている。</p>					
備考					
平成13年3月9日(白旗 愛一)			平成13年6月。18年3月(藤田 幸正)		
・改革が避けられない課題である。			・地域の特性も考慮した改革が必要		
・計画的に整備する。			・新時代にあった消防団の構築		
平成18年9月(藤田 幸正)			・第三者機関の審議も視野に検討		
・懇談会等を設置し検討する。					
今後の指針(案)					
<p>平成13年6月に消防団長を委員長とした消防団活性化推進委員会を立ち上げ、分団詰所の整備、分団等の統廃合、団員定数の見直し、女性消防団員の入団等の消防団の活性化構想について検討を始めた。平成16年度で団員定数の見直しと女性消防団員について見直しを図った。しかし、消防団詰所の整備、分団等の統廃合、車両の見直し等の懸案事項が存在する。このため平成17年度はまず消防団車両の見直し案を作成し消防団に提示するが、賛同を得ることが出来ない結果となっている。</p> <p>このため平成20年度は職員及び団員で編成する検討委員会で消防団活性化計画を作成し、計画に基づき各分団の定数の見直しの検討を行った。平成21年度は関係自治会とも協議をおこないながら消防団の組織に関する規則の改正を行う。その他の活性化についても検討委員会を定期に開催し、消防団の活性化を図っていく。また、高津分団詰所建設については平成21年度に完成した。</p> <p>本年度は、活性化計画に基づき協議を重ね、消防団の活性化を推進し、別子山地区の消防団詰所の新築を目指して、用地の選定等を行う予定である。</p>					
庁議決定(指針・方向性)					
原案どおり採択する。					

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	総合的な防災体制の強化	類別	公約 <input checked="" type="checkbox"/> 議会答弁 <input type="checkbox"/> 監査指摘 その他 ()
担当部局課名	消防本部 総務警防課	関連する部局課名	企画調整部 財務部
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>平成12年4月1日から災害対応強化のため、署の勤務体制を2部から3部体制へ変更し、危機管理機能を高めるため、実践に即応した訓練等を実施するとともに、消防車両等の消防資機材についても計画的に更新整備し防災体制の強化に取り組んできた。</p> <p>急激に増加の一途を辿っている救急の需要と高度化に対しても医療機関との連携、町の救命士の養成拡大そして救急隊員の資質の向上という三位一体で、救命率の向上に向け取り組んできた。</p> <p>災害に必要な消防職員の定数についても、平成12年度に行政管理課長を委員長に消防職員定数検討委員会を立ち上げ検討し、その結果を平成13年3月28日に市長に報告されている。今後も人員の確保と資器材の整備に積極的に取り組む必要がある。</p> <p>また、消防の広域化について、平成18年6月に総務省消防庁より「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が示され、現在愛媛県においても広域化対象市町の組み合わせ等について検討がされていることから、消防広域化の対応について今後重点的に取り組む必要がある。</p> <p>備考 平成13年9月 (藤田 若満)</p> <ul style="list-style-type: none">機能の安全性と特殊災害等に対応した特殊災害対応用資機材等の更新、高度な資機材、施設、人員等の増強を計画的に見直し、災害に万全を期する。 <p>平成13年12月 (藤田幸正)</p> <ul style="list-style-type: none">災害に対応した人員等の配置別子山村との合併による消防救急体制の確保 <p>平成20年3月 (藤田 統惟)</p> <ul style="list-style-type: none">広域化推進計画策定後、各対象市町と協議し運営計画を策定する。 <p>平成20年3月 (岡崎溥)</p> <ul style="list-style-type: none">運営計作成の中で消防団及び関係機関の連携について検討する。			

今後の指針（案）

火災をはじめとする各種災害は、近年の急激な社会変化に伴い複雑多様化の傾向にあり、消防行政は各分野において適時適切な対応が求められる厳しい状況となっている。このため初動体制の人員確保を早期に実現するとともに、広域的総合的な防災体制の強化を図りながら各種災害に対応した資機材を整備更新し消防・救急・救助体制の充実に努めていく必要がある。また、16年の一連の豪雨災害や来るべき南海地震等の自然災害の対応には、消防団を含めた消防組織での災害対応力には限界があり、市民による自主防災活動は欠くことが出来ない。今後は、平成18年度に立ち上げた職員地域担当者制度により地域に密着した指導体制の確立を目指すとともに、団員による市民指導員と連携し、地域防災力の向上を図る。

事業所においても各種災害対応ができるように訓練指導等を行い、企業防災力を推進する。

また、消防の広域化については、平成20年9月に愛媛県より枠組みを含めた「消防広域化推進計画」が示策定された。平成21年度は、県による市町間との調整が難航し枠組みの決定には至らなかった。本年度は3消防本部その他の組み合わせの協議を開始する予定である。組み合わせが決まると対象市町等との協議を図り、消防行政の円滑な運営や消防団などの関係機関との連携を確保し、市民サービスが向上する「広域消防運営計画」の策定について重点的に取り組み、消防の広域化を推進する。

庁議決定（指針・方向性）

原案どおり採択する。

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度変更)

事項名	専門職員の養成	類別	公約 議会答弁 監査 <input checked="" type="checkbox"/> 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	消防本部 総務警防課	関連する部局課名	企画部 財政課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 消防の業務では、すでに救急救命士に見られるようにより高度化が求められ、組織的に専従化が図られている。救急以外の他の消防分野においても社会要請に的確に対応するためには、より専門性を有した職員の養成を図っていかなければならない。現在、総務省消防庁においては、予防業務に当たる職員が専門知識を身につけるための「予防技術資格者」制度の導入が検討されている。今後、ますます専門職員が求められることが予想されることから、各種資格取得をめざし職員養成を図る必要がある。			
今後の指針（案） 平成18年度中に14名の「予防技術資格者」を認定した。今後は、予防担当者の中から早い段階で人選を行い、予防課が中心となって資格取得に向けたサポート体制を強化していく。 その一環として、平成19年度から違反是正プロジェクトチームを立ち上げ、専門職員の養成を図っているが今後も継続して取り組んでいく必要がある。昨年度は救急救命士研修所及び消防大学校へそれぞれ職員1名を派遣したが、本年度も救急救命士研修所への派遣や昨年度同様救急標準課程及び大型自動車免許の資格取得など、消防活動に必要な各種資格取得を計画的に取得し資格職員の拡大及び専門職員の養成を図り、より高度の消防活動を提供する体制維持を図る。			
庁議決定（指針・方向性） 原案どおり採択する。			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成20年度変更)

事項名	南消防庁舎の整備		類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他	
担当部局課名	南消防署消防課	関連する部局課名	企画調整部	財務部	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>南消防庁舎の建築は、昭和55年4月(鉄筋コンクリート造2階建 延992.25㎡)で、当時の職員は15名であったが、上部地区は面積率にして約71%、人口においても約44%を占め火災・救急を始め、消防行政需要が急速に増大してきたことや、高速道の開通に伴う消防事象変容に対応するため、平成4年4月機構改革により分署から署に昇格し、人員増を図るとともに救急車の増車、はしご車等の配備を行い施設・装備の充実強化に取り組んできた。しかしながら、事務所等が手狭(現在29人)のうえ救助隊員の訓練施設等もないため平成7年3ヶ年実施計画の中に敷地購入も含めた計画を進めてきたが、当時の財政事情により削除された。</p>					
備考					
平成12年9月。(佐々木 文義)		平成13年9月。(白簾 愛一)			
・長期的計画の中で検討。		・三ヶ年実施計画の中で検討。			
今後の指針(案)					
<p>南消防庁舎は、築後28年を経過し老朽化が進んでいるうえ敷地が狭く訓練場所もなく11号線沿いの交差点に近いため出動時に支障をきたしている。平成16年の豪雨災害による財政事情から庁舎の整備については一時凍結状態となっているが、移転も視野に入れ防災拠点としての南庁舎の整備案を作成し長期計画に反映する必要がある。平成18年2月消防審議会から消防広域化に関する答申が出て広域化の動きが本格化し始めており、今後の県、他市との協議の経過を踏まえ整備案を作成する必要がある。</p>					
庁議決定(指針・方向性)					
原案どおり採択する。					

(様式)

平成21年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	多目的国際ターミナル(水深12m)事業	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	港務局港湾課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>近年、経済社会の様々な活動が国境を超えた地球規模で展開し競争が激化する中で、新居浜港の背後地域においても主に東南アジア諸国との相互依存関係が深化しており、これに伴い産業の高度化・活性化の促進やコスト削減のための輸送の合理化・効率化への対応が課題となっている。</p> <p>このような中、新居浜港では年間約60,200TEUの外貿コンテナが取り扱われていると推計されるが、新居浜港の公共ふ頭は水深7.5mが最大であり、また1バースしか整備されていないことから外貿コンテナ船の利用は難しく、航路を有する港まで割高な中継輸送を強いられている。また、近年各企業からも平成11年7月に改訂された新居浜港港湾計画にある多目的国際ターミナルの建設(水深12m)を要望する声が強くなり、平成19年度には「新居浜港振興協議会」も発足されたところである。</p> <p>このような状況を踏まえ、外貿コンテナの中継輸送を回避し、物流コスト削減による産業活動の支援が今後の国際化の進展と地域発展のうえからも多目的国際ターミナル(水深12m)事業の事業着手が求められている。</p>			
今後の指針(案)			
<p>新居浜港港湾計画で計画している事業であること、また、物流の高度化を図ることにより、地域産業の活性化を促進するものであることから、事業の具体的な課題の抽出を図り調査・研究する。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度廃止)

事項名	西条地区工業用水道について	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	企画部 総合政策課	関連する部局課名	水道局
【現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯】 西条地区工業用水道は、昭和39年1月に指定を受けた「東予新産業都市建設基本計画」において、当地域における工業開発の促進を図るため、昭和40年に「加茂川総合開発事業」の一環として計画された。日量229,000トン以西条市及びその周辺工業地域に供給する計画とし、昭和48年度から各施設の工事を行い、昭和59年4月1日から西条地区、平成9年4月1日から新居浜地区、同年6月1日から壬生川地区へ給水を開始した。新居浜地区への給水については、日量10万トンの計画から東予地区への振替えにより、100,000m ³ /日 → 74,000m ³ /日 → 64,000m ³ /日に変動している。			
【問題点】 西条地区工業用水道は、計画給水量に対して契約水量が大幅に下回っていることから、大幅な資金不足が発生しており経営改善が緊急の課題となっている。 ・計画給水量229,000m ³ /日 ・契約給水量60,770m ³ /日 (H21.1.1時点) 4/1現在60,870m ³ /日			
【平成19年度までの取り組み】 平成18年11月10日の「西条地区工業用水道利用促進協議会」において、新居浜市としては、中期見通しで平成25年頃までには11,100m ³ /日の増量が見込める。ただし条件として、①現在の単価を堅持すること②支払いについては実需が出たときに支払うこと。③緊急措置等は工水全体の中で調整することと回答した。 また、水不足に悩む松山市が黒瀬ダムからの分水を希望し、平成19年5月、三市の水事情及び課題を検討し、相互認識と理解を図るため、松山・西条・新居浜市三市からなる「松山分水に関する意見交換会」が設置されたが、松山市と西条市の意見が真っ向から対立し、現在進展の糸口は見えていない。			
【平成20年度の動き】 平成21年1月13日、公営企業管理局は西条地区工業用水道事業経営改善計画を発表した。 ・経営規模の適正化として、計画給水量229,000トン87,000トンに縮小する。 ・新規受水企業用に27,000トンは将来の工業用水需要に備えて県が確保する。 この経営規模縮小に伴い、公営企業管理局は二市と受水企業に対して、将来確保希望水量の調査を実施したが、調査の結果、現契約給水量60,770トン、将来確保水量は16,765トンで、計画給水量87,000トンに対して9,885トンの余裕があるとして、3月に経営改善計画を決定した。公営企業管理局は、平成21年度から国庫補助金免除、起債の借換えの手続きに入り、21年度末までに事務手続きを完了させる予定である。			
【平成21年度】 公営企業管理局は、国庫補助金免除、起債の借換えの手続きを行い、事務手続きを完了させた。			

【今後の指針（案）】

・愛媛県は、平成21年3月に、計画給水量を1日当たり22万9千トンから8万7,420トンへ縮小する経営改善計画を決定し、平成21年度に所要の手続きを完了したことから、懸案事項の項目から除外する。

庁議決定（指針・方向性）

廃止を承認する。（平成22年度第1回庁議）

(様式)

平成20年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度廃止)

事項名	駅周辺整備促進事業		類別	公約 議会答弁 監査・懸案事項 新たな政策課題・その他	
担当部局課名	企画部 駅周辺整備室	関連する 部局課名	建設部 区画整理課 都市計画課	経済部 商工労政課 運輸観光課	教育委員会 体育文化課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>土地区画整理事業による基盤整備が進んでいるJR新居浜駅周辺地区が、賑わいに溢れた新居浜らしい出会いの場となるよう、平成19年度に駅周辺地区整備の在り方についての具体的な導入機能や行動計画として、新居浜駅周辺地区整備計画を策定し、た。芸術文化施設を始めとした公共施設の整備や民間商業施設等の誘致に取り組んできた。</p> <p>○テレコムプラザ周辺の区画Aについては、株式会社フジによる地域密着型のスーパーの立地が決定し、早ければ本年秋頃にオープン予定である。</p> <p>○交通広場、跨線橋である南北連絡通路、駐輪・駐車場などの公共施設の整備については、駅前広場等整備検討委員会の提言を受け、平成22年度から、区画整理課が主体となって、順次、整備に着手していくこととしている。</p> <p>○芸術文化施設については、平成21年度に庁内プロジェクトを立ち上げ、駅周辺地区整備計画の芸術文化施設事業化計画を基本として更なる絞り込みを行った。なお、建設手法の一つとして提案したホテル併設については、現在の経済状況等から中止することとし、今後は、芸術文化施設単体での建設を目指すこととしている。また、施設の核を、芸術文化関係の美術館と小劇場、本市の地域文化を象徴する太鼓台ミュージアムと産業遺産インフォメーションと位置付けることから、今後は、総合文化施設〔(仮称)あかがねミュージアム〕という表現をしていく。</p>					
今後の指針(案)					
<p>総合文化施設については、庁内プロジェクトの報告を素案として、市民や市議会の合意を得ながら精査を行い、平成25年度内の完成に向け鋭意努めていくが、「駅周辺整備促進事業」については、フジの立地が決定したこと、総合文化施設を除く公共施設については概ね方向付けがなされ具体的な工事に入っていくことから、駅周辺整備促進事業は重要事業としては廃止し、新たに「総合文化施設〔(仮称)あかがねミュージアム〕の建設」を重要事業に追加する。</p>					
庁議決定(指針・方向性)					
廃止を承認する。(平成22年度第1回庁議)					

(様式)

平成21年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度廃止)

事項名	新型インフルエンザ対策	類別	議会答弁	
担当部局課名	保健センター	関連する部局課名	防災安全課	総務警防課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>世界保健機関（WHO）は、新型インフルエンザ出現の可能性は、かつてないほど高まってきたと警告しており、新型インフルエンザが出現した場合、人類は免疫を持たないため、世界中での大流行は不可避であるといわれている。</p> <p>そのような中、国においては、平成21年2月「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザガイドライン」が策定され、県及び市町の役割分担も示されている。愛媛県においては「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定作業中であり、愛媛県の改定版が策定された時点で、市の「行動計画」「ガイドライン」を作成する必要がある。</p>				
<p>今後の指針（案）</p> <p>愛媛県の「新型インフルエンザ対策行動計画」が改定作業中であるが、県による本市への具体的な指導を受けながら、関係各課による仮称「新居浜市新型インフルエンザ対策調整会議」を開催し、新居浜市としての「新型インフルエンザ行動計画」を策定する。</p> <p>今後の体制としては、新居浜市でも大流行に伴う健康被害だけにとどまらず、社会的・経済的に混乱が生じることが危惧されるため、新居浜市全体で取り組むことが重要であり、危機管理体制という考え方から災害時における非常事態体制で臨むことが現実的と考えております。</p> <p>平成21年6月1日、「新居浜市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに各部局の事業継続計画も策定したため完了とする。</p>				
<p>庁議決定（指針・方向性）</p> <p>廃止を承認する。（平成22年度第1回庁議）</p>				

(様式)

平成20年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度廃止)

事項名	公害防止協定の見直し	類別	公約 <input checked="" type="checkbox"/> 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	環境部環境保全課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <ul style="list-style-type: none">・ 昭和45年に住友金属鉱山㈱(東予製錬所)・ 昭和47年に住友化学工業㈱(現住友化学㈱)・住友共同電力㈱・住友金属鉱山㈱(別子事業所)・住友ノーガタック㈱(現日本エイアンドエル㈱)・ 平成7年に住友重機械工業㈱と公害防止協定を締結している。 <p>平成19年に上記事業所の中で、ばい煙排出量が法基準を超過したり、測定義務を怠っていたところがあった。</p> <p>法基準が協定基準より厳しくなっていることもあり、時代に即した協定とするため、関係各社と協議を行った。(平成20年7月、12月、平成21年1月、2月、3月)</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>平成21年11月4日に、関係企業8社と新たに環境保全協定を締結したことから廃止する。</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>廃止を承認する。(平成22年度第1回庁議)</p>			

(様式)

平成19年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成22年度廃止)

事項名	道路緊急舗装等事業	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	建設部 道路課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none">道路整備事業において、舗装の損傷が激しい箇所から順次打換えやオーバーレイを実施してきたが、転倒事故等が発生するなど補修が追いついていない状況である。16年災害により舗装の痛みに拍車がかかっており、平成17年度に幹部職員による危険箇所調査を実施した。平成18年3月議会、12月議会 生活道路の安全のための取り組み状況答弁。計画的な維持管理を目指すため、平成18年度に大島、別子山、河又東平、大生院の一部を除く市道1,109路線、延長453kmについて、外部委託による調査を実施した。調査結果から、舗装打換えやオーバーレイ等により補修が急がれる面積が約16万㎡あり、約9億円が必要となっている。平成19年度当初予算で2億4千万円予算化。9月補正予算で6千万円増額し、総事業費3億円で面積59,325㎡の舗装補修を実施した。平成20年度当初予算で3億円予算化。平成20年度3月補正で5千万円予算化平成21年度当初で2億5千万円予算化 <p>(市道全延長：467km、全舗装面積：220万㎡)</p>			
今後の指針(案)			
<ul style="list-style-type: none">安全で円滑な通行を確保するため、損傷した舗装の打ち換えやオーバーレイを3カ年で実施することとし、今年度が最終年度であるが、経年劣化により新たな舗装打ち換えやオーバーレイが必要となっており、引き続き予算確保に努め、市道の適正な維持管理を図っていく。平成19年度から3カ年、事業費9億円で舗装のひび割れやわだち掘れなど、劣化・損傷の激しい箇所約16万5千㎡の舗装打ち換え等を実施し、当初計画がほぼ達成できたことから廃止する。今後は、従前の道路整備事業の中で引き続き緊急性の高い箇所から舗装補修を行っていく。			
庁議決定(指針・方向性)			
廃止を承認する。(平成22年度第1回庁議)			